

第百七十七回国会

参議院経済産業委員会会議録第十二号

平成二十三年八月二十四日(水曜日)

午後一時三分開会

委員の異動

七月二十二日

補欠選任

石井 浩郎君

若林 健太君

七月二十五日

補欠選任

石橋 通宏君

姫井由美子君

七月二十八日

補欠選任

松野 信夫君

松野 信夫君

七月二十九日

補欠選任

松野 信夫君

松野 信夫君

八月四日

補欠選任

松野 信夫君

松野 信夫君

八月五日

補欠選任

松野 信夫君

松野 信夫君

八月八日

補欠選任

松野 信夫君

松野 信夫君

八月九日

補欠選任

松野 信夫君

松野 信夫君

八月二十四日

補欠選任

松野 信夫君

松野 信夫君

八月二十五日

補欠選任

松野 信夫君

松野 信夫君

八月二十六日

補欠選任

松野 信夫君

松野 信夫君

八月二十七日

補欠選任

松野 信夫君

松野 信夫君

八月二十八日

補欠選任

松野 信夫君

松野 信夫君

八月二十九日

補欠選任

松野 信夫君

松野 信夫君

八月三十日

補欠選任

松野 信夫君

松野 信夫君

九月一日

補欠選任

松野 信夫君

松野 信夫君

九月二日

補欠選任

松野 信夫君

松野 信夫君

九月三日

補欠選任

松野 信夫君

松野 信夫君

政府参考人

経済産業省商務情報政策局長

永塚 誠一君

資源エネルギー庁長官

細野 哲弘君

資源エネルギー庁省エネルギー部

安井 正也君

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

糟谷 敏秀君

環境省地球環境局長

鈴木 正規君

本日

の会議に付した案件

政府参考人の出席要求に関する件

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達の特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

連合審査会に関する件

参考人の出席要求に関する件

委員長(柳澤光美君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、石井浩郎君及び石橋通宏君が委員を辞任され、その補欠として若林健太君及び姫井由美子君が選任されました。

○委員長(柳澤光美君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、経済産業省

商務情報政策局長永塚誠一君外四名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(柳澤光美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳澤光美君) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。海江田経済産業大臣。

○国務大臣(海江田万里君) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

資源価格の乱高下や国際的な資源獲得競争が激化している中、我が国のエネルギー供給における化石燃料の占める割合は依然として高い水準となっており、化石燃料の大半を海外からの輸入に依存している我が国にとって、エネルギーの安定供給の確保のためには、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの純国産エネルギーである再生可能エネルギーの導入拡大は必要不可欠であります。このため、再生可能エネルギーに由来する電気の導入の比率を高めていくことが重要であります。

また、国内外で地球温暖化対策の強化が求められる中、再生可能エネルギーに由来する電気は、発電段階で温室効果ガスを排出しないという強み

を有しており、地球温暖化対策にも資するものであります。

加えて、我が国経済を成長軌道に乗せるためには、昨年取りまとめた新成長戦略を着実に実現させることが重要であります。中でも、日本の優れた環境技術・製品を国内外に展開し、成長と雇用の確保を実現するグリーンイノベーションに向けた取組の推進は喫緊の課題であり、再生可能エネルギーの導入拡大は、関連産業の成長を通じた市場の確保と雇用の増大に大きく貢献するものであります。

こうした点を踏まえ、本法案により再生可能エネルギーに由来する電気について固定価格買取制度を導入し、再生可能エネルギーを用いる発電設備の設置に関して投資回収の不確実性を低減させ、その導入拡大を一層促すことといたします。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、経済産業大臣が認定する再生可能エネルギー発電設備から得られる電気について、電気事業者に対して、経済産業大臣が定める一定の期間、一定の価格により調達する契約の締結に応じるよう義務を課します。

第二に、電気事業者が調達に要した費用については、賦課金という形で全ての電気の需要家に電気の使用量に応じて御負担いただくことといたします。その際、再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギーの安定供給の確保及び温室効果ガスの削減という国民全体の利益となるものであることに鑑み、地域ごとの再生可能エネルギーの導入状況の違いにより賦課金の負担に不均衡が生じないよう、経済産業大臣が賦課金の単価を全国一律で定めるなど所要の措置を講じます。

第三に、電気事業者に対して、再生可能エネルギーに由来する電気について一定量の利用を義務付けてきた電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、今般、再生可能エネルギーの導入拡大効果がより大きいと見込まれる固定価格買取制度を導入することから、廃止することといたします。ただし、既存の発電設備の運

転に著しい影響が生じないよう、必要な経過措置を講じます。

続きまして、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在、エネルギーの安定供給確保や地球温暖化対策、グリーンイノベーションの促進といった観点から、再生可能エネルギーの導入拡大が我が国にとつて重要な課題となっております。

こうした中で、再生可能エネルギーの導入拡大のために提出した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に基づくいわゆる買取制度を円滑に実施し、併せて再生可能エネルギーの導入拡大に関する規制の合理化等を図るため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、買取制度による賦課金等、法律により国が定めた外生的、固定的なコストの変動に起因する料金等の改定については、簡易かつ機動的な手続として、事前届出により行うことができることとします。なお、公益事業に係る規制の整合性の観点から、ガス事業法についても同様の措置を講じます。

第二に、再生可能エネルギー活用の裾野を広げる観点から、現在、送配電ネットワークの利用が認められていない地域限定の電気事業者である特定電気事業者が再生可能エネルギー等の外部電源を調達できるよう、送配電ネットワークの利用のための制度を整備する等、規制の合理化を行います。

第三に、買取制度により送配電ネットワークに接続する発電設備が増加し、その接続に当たつての紛争の増加が予想されます。このため、発電事業者と送配電ネットワーク運用者との間の紛争が適切に解決されるよう体制整備を行います。

以上が両法律案の提案理由及びその要旨であります。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案につきましては、

衆議院において修正が行われたところであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(柳澤光美君) この際、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員橋慶一郎君から説明を聴取いたします。橋慶一郎君。

○衆議院議員(橋慶一郎君) 私は、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党を代表しまして、ただいま提案のありました電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に対する修正案について、その趣旨及び主な内容について説明いたします。

エネルギー安定供給の確保、地球温暖化対策、我が国の国際競争力強化及び産業の振興、地域の活性化等の観点から、再生可能エネルギーの利用拡大を図ることは急務となっております。よって、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入が一層促進され、国民経済等の健全な発展に寄与できるよう、本修正案を取りまとめた次第でございます。

以下、主な内容について三点御説明いたします。

第一に、経済産業大臣が調達価格等を定めようとする場合には、関係大臣に協力等を行い、新たに設置される調達価格等算定委員会の意見を尊重しなければならないこととします。この調達価格等算定委員会は委員五人で資源エネルギー庁に設置され、その委員は、電気事業、経済等に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を経て経済産業大臣が任命することとしております。

第二に、賦課金の特例として、経済産業省令で定めるところにより、製造業については電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業を行う者、製造業以外の業種については電気の使用に係る原単位の平均の政令で定める倍數を超える事業

を行う者からの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が政令に定める量を超える事業所を認定し、その事業所の賦課金については、規定により算出された額から当該事業の電気の使用に係る原単位に応じて、当該額に百分の八十を下らない政令で定める割合を乗じて得た額を減じた額とすることとしています。

なお、この認定については、経済産業大臣が毎年、当該年度の開始前に行い、認定された場合は、名称、住所、電気の使用量等、経済産業省令で定める事項について公表するとともに、不正等があつた場合には認定の取消し及び罰則を科すこととしております。

第三に、東日本大震災により著しい被害を受けた事務所、住居等の電気の使用者について、政令で定める者に対しては、平成二十五年三月三十一日までの間において、賦課金の額をゼロ円とすることとしています。

また、その他、所要の措置を講ずることとしております。

以上が本修正案の提案理由及びその主な内容でございます。

衆議院において本修正案は全会一致をもって可決されましたが、参議院におかれましても、何とぞ、慎重御審議の上、御賛同を賜りますようお願いいたします。

○委員長(柳澤光美君) 以上で両案の趣旨説明及び衆議院における修正部分についての説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○磯崎仁彦君 自由民主党の磯崎仁彦でございます。

今回、審議の対象となつておりますのは、再生可能エネルギーの関連二法案、いわゆる再生可能エネルギー買取法案と電気事業法等の改正案でございます。私の方から、主に再生可能エネルギー買取法案につきまして質問をさせていただきます。

私、本日、非常に肅々と質問しようというふう

に思っております。ただ、午前中十時からの本
会議で海江田大臣の方から趣旨説明をいただき、
今日も委員として出席をしております。関口委員の
方から質疑をさせていただきます。その中で海
江田大臣の方からそれについて答弁をいただいた
わけでございますけれども、私はメモを取ってお
りまして、何点か、やはり本当に大臣としてこの
法律を通していく気概があるのかということに
ついて非常に疑問を感じた次第でございます。ま
ず冒頭に申し上げさせていただきますと思います。

幾つか気になった点がございしますが、例えば多
消費事業に対する軽減措置につきましては、質問
者としては対象の事業者数あるいはその影響額等
を伺ったわけでございますけれども、明確に答え
ることは困難であると、こういう答弁がございま
した。また、電気料金の値上げ等々につきましま
も、電力会社の経営判断事項であるのでなかなか
答えることは難しい。あるいは、低所得者への配
慮等々については国会の議論を踏まえて適切に検
討していく。さらに、太陽発電の助成金等を廃止
してこれからそういうものについてどうしていく
のかということにつきましては、将来は買取り以
外のそういった手法の是非、組合せ等々について
検討していく、議論をしていく。さらに、リサイ
クル等々については今後の検討課題である。それ
から、ベストミックスについては将来のしかるべ
き時期に云々という話。それから、放送電の分離
については議論を進めていくということで、確か
にこれから議論を積んでいかなければいけない事
案は多数あるかと思えますけれども、どうも本気
で議論をしていく、そういう気持ちがあるのかと
いうことについて非常に疑問を感じたわけでござ
います。

もちろん今朝のことでございますので質問通告
等はしておりませんが、私どものこのよう
な率直な感想について、大臣、どのようにお受け
止めになられていきますでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君) 磯崎委員にお答えを
いたします。

当委員会では、こういう形で政府側の答弁と、
それから修正案を出していただき、そして議論を
していただきました与野党の修正案の提出者が並
んでおりまして、そして今日も恐らくいろんな角
度からの御質問があるかと思いますが、本会議
の席上では、これは国会のこれまでの慣例もござ
いまして、私どもが答弁を一手にしなければいけ
ないということでも、もちろん私どもはその修正
案に対してこれも衆議院の委員会でも議論をしたこ
ろでございまして、その修正の意図がどうい
うところにあるのかと、そしてそれによってどうい
う変化が生じるかということとは十分わきまえてい
るつもりでございまして、ただ、具体的な数字
を、特に前半の方で幾つかございしましたけれ
ども、それは本当に申し訳ございませんけれども、
間に合うようにそれが調べられれば良かったわけ
でございまして、昨日の夜の段階で質問をいただ
いて、そして今朝早くまで調べたところではその
数字が間に合っておりませんでしたので、今度の
この委員会での質問なども通じまして、そういう
数字が分かればそれはしっかりと答えをしたい
と思っております。

修正案については、その考え方と申しますか、
これはやはり例えば政府案の中の足らざるところ
を補っていただいたという点はございします。

それから、あともう一つだけ、少し敷衍をさせ
ていただきますと、今日の国会の議論の中でも意
見がございました。やはり負担を軽減をしなければ
いけないというところで、これを本当にどうい
う方々に、一つは多電力の消費の方々にありま
す。これは当然のことながら、省エネを一生懸命
やれば多電力からだんだんだんだんその消費が
減っていくわけでありまして、もちろん全ての事
業所が、これは当然のことながら、そういう努力
をやった、そういう努力をやった上でもなおかつ
やはり多電力を消費せざるを得ないと、こういう
方々のところにはしっかりとこれは負担を軽くし

なければいけないわけでありまして、間違った
メッセージで、そうした節電をやらずにいたこと
の方が何か軽減を受けられるというようなメッ
セージになってはいけませんので、そういうこと
をこの委員会、本会議だけではなかなかそうした
議論もできないだろうと思っております。こうした
委員会を通じてそういうことをしっかりと、この
今回の買取り法案、そして与野党で衆議院の段階
ででき上がりましたこの修正案、この趣旨を私ど
も真剣に答弁申し上げるつもりでございます
が、足らざるところは提出者からも答弁をいただ
いて、そして、この考え方はこういうことなんだ
よというのをやはりこの委員会の議論なども通
じて全ての方々に御理解をいただきたいと、そう
思っております。その意味では足らざるところ
があったということも、私は答弁もしながらそう
いう点も感じていたところでございします。

○磯崎仁彦君 本会議の中でなかなか足らなかつ
たところにつきましては、この中で是非とも明確
に答弁をいただければというふうに思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。
この買取り制度につきましては、当然のことな
がら、今後の我が国のエネルギーを考えていく上
で非常に重要な重い位置付けの法律であることは
私も十分理解をしております。私も昨年の七月、
自民党の選挙公約を掲げて戦ったわけでござ
いまして、その選挙公約の中でも再生可能エネル
ギーの固定価格買取制度を公約として掲げてお
りましたので、基本的にこれを導入していくとい
うことについては賛成をしているところでござい
ます。

さらに、私どもは、総合エネルギー政策特命委
員会というものを七月に立ち上げまして、僅か一
か月という非常に短い期間ではございますけれど
も、その中で十九回、あるときは一日二回という
会議を開きまして、この再生可能エネルギーの買
取り法案について何が問題なのか、どういうこと
ろに不足点があるのかということについて真剣に

議論をして、それを衆議院の中の修正ということ
で実現をしたということでございします。

そういった意味では、八月の十一日にその修正
が民主、自民、公明、三党で合意したとい
うことで、その中で党内で十分議論をしたその内
容というものが少なからず取り入れられたと、党
内議論が取り入れられたということに懸念が少な
からず払拭したというふうに考えております。

しかしながら、やはり冒頭にもう一つ申し上げ
ておきたいのは、これは今日の本会議の中でも話
としてございましたけれども、本来であれば、こ
の再生可能エネルギーの法案の審議につきましま
は、エネルギーの基本計画、そもそも全体像とい
うものがきちんと出た中で、その一つの項目とし
て議論をするというのが本来の在り方ではないで
しょうか、そうならないといけないことにつきま
してはやはり問題としてあるということにつきま
した。冒頭まず申し上げ、質問に移らせていただ
きたいというふうに思います。

去る二〇一〇年の十二月二十八日、地球温暖
化問題に関する閣僚委員会におきまして、地球温
暖化についての主要施策ということで三つの政策
が掲げられております。もう既に御存じかと思
いますが、地球温暖化対策のための税の導入、これ
が一つでございます。二つ目が今回の再生可能エ
ネルギーの全量固定買取制度、これが二つ目。
そして三つ目が国内の排出量の取引制度。この三
つが地球温暖化問題に関する主要な三つの政策とい
うことで挙げられております。税につきましましては
今年度から導入ということで税制大綱にも記載を
されておりますけれども、これはまだ導入されて
いないという状況でございますけれども、今回、
この三つの中では先立って買取り制度の導入、こ
れは何かとして今国会ということでも非常に急いで
導入をしたいということを言われておるわけでござ
いますけれども。

まず最初に質問をしたいのが、これら三つの地
球温暖化に対する政策、その地球温暖化という目
的の中で三つがどういう位置付けなのか、そして

全体はこれからの中でどういうスケジュール観を持って導入をしようとしているのか、これについて海江田経産大臣と環境省の方にお伺いをしたいというふうに思っております。

○国務大臣(海江田万里君) まさに委員御指摘のように、この地球の温暖化対策について、当面実施をしなければいけない政策的な課題について、昨年、三施策というところで取りまとめをしたわけでございまして、そして、今二点、温対税と、それから今まさに御審議をいただいておりますこの買取り制度については委員から言及がありましたので、これについては特に付け加えをいたしません、あともう一つございまして排出量の取引でございますね、この排出量の取引につきましては、これももう委員も御案内だろと思いますが、今産業界のまず自主的な取組を、どういう形で成果が上がるかということをやつぱりひとつ見守ろうということ、それからもう一つは、やはり世界的な枠組みですね、本当に実効の上がる、そして主要国が参加する世界的な枠組みが、これができ上がるのかどうかということで、今、その意味からいいますと、前のこの三つのうち、三施策のうち二つにつきましては議論が既に始まって、国会での議論が始まっておりますが、この三番目の排出権の取引については、そういう形では今議論を見守っていると、こういう状況でございます。

そして、この三つがどうしてもセットとして同時に達成されなければ、私はこの温暖化対策というものが十分なものに、同時に達成されなければいけないというものではないと思っております。やはりそこは多くの方々の理解を得られるところからまず先行的に、委員も先ほどのお話の中で、私も十分了解、理解をいたしましたけれども、やはりこの自然のエネルギー、再生可能エネルギーについてはこれはどんどんどんどん広げていかなきゃいけないという考え方は私どもも共有をしているわけですから、そうした考え方のこれはもう本当にベースになっている考え方は、

と申し上げますので、そうした同じ共通のベースの上に立ちながら、じゃ本当に今合意できるところはどこなのか、その合意できるところについて歩を進めていくということ、この三施策の中で多少の先に行くもの、遅れるものがあったとしても、私は全体として再生可能エネルギーの拡充に向けて進んでいると、そういう理解をしております。

○大臣政務官(樋高剛君) お答えさせていただきます。地球温暖化の問題でありますけれども、これはもう人類共通の課題でありまして、その解決に向けて日本がしっかりと努力をしていかなければならないと、このように考えているところでございまして、御指摘の地球温暖化対策の主要三施策についてでありますけれども、先生から御案内いただきましたけれども、昨年末であります、地球温暖化問題に関する閣僚委員会において取りまとめた方針に従って今現在取り組んでいるというところでございます。

若干具体的に申し上げますと、まず地球温暖化対策のための税についてでありますけれども、我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、本年度、平成二十三年から導入すべきと考えているところでございまして、政府といたしましては、地球温暖化対策のための税を盛り込んだ平成二十三年度税制改正法案を今国会に提出をさせていただいているところであります。可能な限り速やかな導入が必要だと、このように考えているところでございまして、

また一方で、国内排出量取引制度についてでありますけれども、閣僚委員会の方針において、産業に対する負担等を見極め慎重に検討を行うこととされたことから、その設計や実施時期について慎重に検討を進めていくこととしているところでございまして、

○磯崎仁彦君 じゃ、次の質問に移りたいと思いますが、エネルギー政策というものについては、

やはり国民生活、産業活動に非常に大きな影響を与えるというものであつて、国家の基本的な戦略であることは論をまたないところだというふうに思っております。ただ、やはりこの国家戦略を実行していくためには費用が掛かる、コストが掛かる、そういうのが現状かと思ひます。

今回も、再生可能エネルギーを電気事業者が販売をする価格よりも高価な価格で買い取るということによって再生可能エネルギー源の利用を促進しようとするものでございまして、当然のことながらコストが掛かるということでございまして、じゃ、この問題は、このコストを誰がどのような形で負担をしていくのかというのが問題になってくるということかと思ひます。

一つの考え方としては、国民の皆様がいろんな形でいろんな名目で税金を払われておりますので、その税金というものを投入をしていくということも一つの考え方としてはあるかと思ひます。ただ、今回の買取り法案におきましては、法の制度の仕組みとしまして、いわゆる基本的には賦課金、サーチャージという形で利用者、需要家に負担をしてもらうというのが今回の基本的な仕組みになっているというふうに思っております。

ただ、当然のことながら利用者に負担を強いるということになりますと電気料金が上がっていくということになりますので、それをどうするかというのが問題になるわけですが、今日の午前中の本会議におきまして、現段階におきまして電気料金が上がる要素というのは幾つか想定をされる。海江田大臣、今日の中では、例えば東京電力の福島第一原発の賠償の問題については、これは新しい機構が設立をされて、それに対して原発を持てる各電力会社が負担金を負担をする、当事者としての東京電力は特別負担金を負担をする。ただ、これらについては、基本的には営業努力というか経営努力というか、それに対応するのが基本であるから、値上げということについては基本的には考えていないというお話があり

ました。

ただやはり、本当にそうなのかということがありますので、これは電気料金が上がる一つの大きな要因だろうというふうに思っております。二つ目は、原発が今このような状況でございますので、火力発電にシフトをしていくと。そうすると、今日の御発言の中でも、五十四基全てが止まった場合には、これを火力で補う場合には三兆円のコスト増になるという話がありました。当然これは電気料金が上がるその要因の一つでございます。そしてもう一つが、今回の買取りによるサーチャージ。この三つが今想定されるわけでございまして、

このことを前提にしまして、まず入口の議論としまして、今回基本的には税という考え方を取らずに利用者の方にサーチャージ、賦課金という形で負担をしてもらうというスキームを取つたわけでございましてけれども、この基本的な考え方について、なぜサーチャージという考え方を取つたのか、これについて海江田大臣の方から御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(海江田万里君) まず私からお話をしまして、足らざるところは参考人からも答弁いただきますが、まず一つは、今、磯崎委員お話しになりました東京電力の今回のあの事故に関する賠償金の件でございますが、正確に申し上げますと、今委員がお話のありましたように、一つは特別負担金ですね。この特別負担金は、まさにリストラによって資産を売却、それから本当にいろんな形でリストラをやつて、この特別負担金分についてはこれはお客様へ料金という形で上乗せはしませんというのをこれは確認をしております。もう一つは一般負担金、これは東京電力だけではありませんが、他の電力会社も負担をするところでありまして、この分については他の電力会社同様これは原価の中に入れるということでありまして、もちろんその場合でも具体的な料金の申請が出てきたところで厳しくその原価の洗い直しをやりますのでできるだけ抑えたいと思っております。

また、当然のことながら利用者に負担を強いるということになりますと電気料金が上がっていくというのが問題になるわけですが、今日の午前中の本会議におきまして、現段階におきまして電気料金が上がる要素というのは幾つか想定をされる。海江田大臣、今日の中では、例えば東京電力の福島第一原発の賠償の問題については、これは新しい機構が設立をされて、それに対して原発を持てる各電力会社が負担金を負担をする、当事者としての東京電力は特別負担金を負担をする。ただ、これらについては、基本的には営業努力というか経営努力というか、それに対応するのが基本であるから、値上げということについては基本的には考えていないというお話があり

すが、その意味では電気料金に全く上乗せがならないということではありませんが、なる可能性があるとすることは御理解をいただきたいと思えます。

それから、一般的に税方式なのか、それともサーチャージ、賦課方式なのかということですが、これはもう御案内だろうと思えますけれども、税方式の場合は、もちろんこれ課税のやり方にもよります。しかし、一般的な言い方をすれば、税方式の場合は、これはいわゆる電気を利用しない方と言うのもおかしい話でありますけれども、需要家以外の方々に負担をさせていただかなければいけないという形になっておりまして、そして、もちろん賦課方式の場合はこれは電気の需要家の方々にお願いをするという、そういう大きな区別はあろうかと思っております。

○政府参考人(細野弘彦) 今大臣から申し上げました点に若干補足をさせていただきます。事務的な話でございますので、御容赦いただきたいと思えます。

委員御指摘の点、賦課金方式がいいのか税がいいのか。これは、本制度を設計する最初の段階からかなり大きな議論になった点でございます。

御承知のとおり、本制度による再生可能エネルギーの発電の導入というのは、国全体のセキュリティだけでなく電力のセキュリティあるいは電力の環境価値を高めると、こういうものでございまして、そのメリットというのはその使用量に比例して電力利用者が享受されるということに考えられます。したがって、電力料金に上乗せする賦課金方式で、その電気の需要家にその使用量に応じて負担をいただくということについては、一定の合理性があるかと思えます。

ただ、今大臣も申し上げましたように、デメリットと言うかどうかは別でございます。ある種気になる点としては、今申し上げましたメリットというのはより広範な範囲でとらえることも可能である面がございます。したがって、あえて申し上げますと、電力料金の中で電気の負担

だけが増えるという点はやはり妥当かどうかという議論はございました。

他方、税方式の場合でございますけれども、今大臣が申し上げたことにほとんど尽きるわけでございますけれども、設計の仕方によってはより電気以外の方に全員負担をいただくということではあるという面がありますが、他方、この制度、長い間にわたって着実に再生可能エネルギーを買っていくということでございます。したがって、十五年、二十年の継続した制度としてやっていく場合に、毎年税率を調整することで本当に賄っていくんだらうか、あるいは毎年の予算制度の中でその財源を安定的に確保できるんだらうかという点も大変危惧されるところでございます。

以上のような比較考量の中で、かつまた外国におけるこの再生可能エネルギーの促進の実態をよく検討いたしまして、多くの国において、この固定買取制度によるいわゆるサーチャージを取っていく、いわゆるフィードインタリフという、こういう方式を取っていることが多いことも踏まえまして、全体として賦課金制度というものを採用した次第でございます。

○磯崎仁彦 税のメリット、デメリット、サーチャージのメリット、デメリット、今お話を伺ったわけでございますけれども、一つやはりよく議論をされますのが、今、外国と比べて日本の電気料金が安いのか高いのかということについては、これはいろいろとこと比較するかなによって議論があらうかと思えますけれども、韓国と比較をしたような場合には、事業者の電気料金は日本は韓国の二・七倍という話も聞かれるところでございます。

今、現政権においては、いろいろとビジネスについて厳しい政策が取られておるのが事実かと思えます。例えば、派遣の規制の強化である問題とか、最低賃金の話とか、CO₂の二五％削減、これはなかなかビジネス、事業を営む人にとっては厳しい政策だろうというふうに思っております。

こういった政策を踏まえて、なかなかもうこれから日本では事業をやっていくことが難しいんじゃないかと、やはり海外移転ということをこういう理由に考える事業者もいることは事実かと思えます。

更に言えば、現下の円高、これもやはり非常に厳しい状況になってきている。さらに、これに加えて電気料金、これがどれぐらいの規模で上がっていくかというの、これからの重要な要素があるかと思えますけれども、やはり電気料金が上がる、あるいはその電力の安定供給という観点からすれば、やはりこれも日本の国内で事業を行っていくのか、海外に移転をしていくのかというやはり一つの大きなポイントになってくるんだらうか。いわゆる産業の空洞化をこの電気料金ということが上がるによって一つは肩を押すというか、そういうことになりかねないのではないか。そういうふうな思っております。

そういう意味では、サーチャージ方式を取ることによって、当然のことながら、電気料金の話、電気のことですので、電力の話ですので、利用者には負担をというのはお話しよく分かりますけれども、やはり電気料金が上がることによって産業の空洞化を更に加速するというところもあるかと思えますが、この点についてはどのようにお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(海江田万里) 恐らく、恐らくと申しますか、私が仄聞しておりました、今回、衆議院段階で修正が加わりました。先ほど、多電力消費の産業に対する議論がございました、一つの別な角度からの考え方、お話をしましたけれども、正面からの考え方として、まさにこの多電力消費の産業が日本の国内にいらなくなるということとが、私はそういう意識があったんではなかろうかというふうな思っております。

それから、私どもとしましては、企業の国内産業の空洞化を阻止するということで申し上げますと、そして電力に限って言うと、その価格の問題ももちろんでございますが、やはり安定供給と

いうのがこれは更に大きな問題であらうかと思えますので、その意味で安定供給で、特に中長期的にはこれは原子力発電の比率を下げていかなければいけないということはどういうふうなものでございせんが、やはり今定期検査中で、そして安全性が、これは二重の安全確認ということでございますが、安全確認ができた原子力発電についてはこれは起動手をいくということも私どものこれは政府の方針でございますから、そういう形でやっております。

なお、電力以外でいえば、やはり法人税なんかの問題も私はこれは空洞化に対する一つの歯止めにならうかと思っております。

○磯崎仁彦 法人税については今大臣の方からお話ありましたけれども、他方で復興債の財源として法人税云々という基幹税の話も出ておりますので、なかなかそれはこれからの議論を待たなければいけないというふうに思っております。

次の質問ですけれども、法案の修正におきまして、いわゆる電力の多消費事業者等については百分の八十を下回らない政令で定める割合のサーチャージが減ぜられるという修正がなされました。

午前中の質問に対してはなかなかというお話が先ほどございましたので、修正の御提案者にお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、対象事業についてはどのようなものをお考えになられているのか、お願いしたいと思います。

○衆議院議員(佐藤茂樹) 今の磯崎委員の御質問にお答えいたしますが、質問の中でも述べられておりましたように、私ども、修正協議の中で、まず国際競争力の低下を防ぐ、さらに産業の空洞化を防ぐ、そして三つ目に結果として雇用の維持を図る、そういう観点から、今回サーチャージの軽減措置というものをこの新しい法案を実施するに当たって入れさせていただいたところでございます。

十七条には、製造業であれば、製造業の電気使用に係る原単位平均の八倍を、非製造業であれ

ば、その原単位平均の政令で定める倍数を超える事業を行う者から申請がなされることを想定しておりますけれども、ただ、磯崎委員も申されておりましたように、経済産業省、まだ事業数を具体的につかんでおりません。ですから、法案成立後、まず政府において、製造業及び非製造業以外の電気購入量、原単位又は事業所における電気使用量等について十分な調査が早急に行われることを私も修正案の発議者としては期待をしております。

その上で、衆議院段階において、参考人質疑等を踏まえて、私も発議者が考えております具体的な業種といたしましては、電炉業、鋳造業、ソーダ業などが特に電気の使用に係る原単位が大きい業種と、そのように私も考えております。

○磯崎仁彦君 ありがとうございます。

減額がどれぐらいになるかということについては何か資料をお持ちでございましょうか。

○衆議院議員(佐藤茂樹君) これはあくまでも政府案を基に私も試算をさせていただきました。来年度の七月から施行でございまして、来年度、初年度の減額の経費といたしましては七十億円を想定しているところでございます。

○磯崎仁彦君 七十億円ということでございますけれども、当然のことながら今回のいわゆる電力の多消費産業、多消費事業者に対する減額につきましては、言ってみれば産業政策上の措置だろうなというふうに思っております。

そうなりますと、この減額の七十億円分、これを当然何もしないということはないというふうに思いますし、法律の中でもそのことが述べられておりますけれども、この減額分をどう補填をしてくるか。一般の家庭あるいは他の事業者者に転嫁をするということではなかなか納得は得られないというところだと思っておりますので、その点についてどのようにお考えでございましょうか。

○衆議院議員(佐藤茂樹君) ドイツへ行きまして私どもも聞きまして、やはりドイツは今、磯

崎委員がおっしゃいましたように、多消費産業じゃない産業あるいは一般の家庭に転嫁されて、いろいろ不満の声もあるというふうにお聞きしておりましたので、私も日本でも導入する際には、これは家庭、一般の国民であるとか、また対象とならないという企業に転嫁するのはやめよう、そういうことで、第十八条に具体的に、この不足分を補う範囲内において政府が必要な予算上の措置を講ずると、そういうことにいたしました。

そして、附則第十条の四項でございすけれども、その財源としてエネルギー対策特別会計の負担とすること、具体的には石油石炭税の収入額を充てること等を含め、まあ等ですから、これ、例えば電源開発促進税とかそういうものも含めてこの予算上の措置に係る財源について政府の方で速やかに検討を加えて、そしてその結果に基づいて措置を講ずると、そういうことを発議者として修正をさせていただいたところでございます。

○磯崎仁彦君 ちょうど今、発議者の方から石油石炭税、それから電源開発促進税の話が出ましたので、ちょうど話としては結び付きやすくなつたわけでございすけれども、エネルギー問題と環境、地球温暖化の問題というのは非常に密接する問題かと思ひます。

平成二十三年年度の税制大綱においては、先ほど申し上げましたように、三つの主要政策の一つとして地球温暖化対策のための税の導入、これが盛り込まれており、石油石炭税にCO₂の排出量に応じた税率を上乗せするということが予定をされておりました。今年度、平成二十三年年度にも導入をされた場合には、その税額が三百五十七億円というふうな想定をされておるかと思ひます。さらに、三段階で引き上げられて、平時では二千四百五十億円の税収があるということが見込まれておるといふふうに記載をされておりましたので、そこそこの税収があるというふうな認識をしております。

更に言えば、現在におきましてもこのエネル

ギーあるいは環境関連の税といえは徴収が行われているかと思ひますけれども、繰り返しになりますけれども、今どのような税があつて、その税収の規模はどれぐらいなのか、お答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。

今御議論になつておりますいわゆる関連の税でございすけれども、石油石炭税、それから電源開発促進税、これが代表的な例だと思ひます。

それぞれの税収でございすけれども、二十三年年度予算におきまして、前者が五千二百二十億円、後者である電源開発促進税が三千四百六十億円でございます。

○磯崎仁彦君 今お答えをいただきましたように、現在におきましても、エネルギーあるいは環境関連の税ということで、石油石炭税が今年度で五千二百二十億円、電源開発促進税が今年度で三千四百六十億円、合わせて八千五百八十億円の税収が見込まれるということでございます。

であれば、これらの税というのは今どのように使われているのか、御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。

石油石炭税でございすけれども、これはいわゆる石油、天然ガスの開発、端的に言えば権益を外に行つて取つてくるというふうなもの、まあ国内もございすけれども、そういうものの、それから省エネ、新エネ、これは再生可能エネルギーも含みますけれども、こういうものの技術開発とか設備の導入促進、あるいは石炭とか天然ガスの高度利用ということに使つてございす。

他方、電源開発促進税でございすけれども、これは原子力を始めとする、長期安定電源と我々は言つておりますけれども、安定的な電源の立地促進、あるいは発電施設にかかわる安全対策、防災といったことに使わさせていただく立地勘定のものと、それから発電技術の開発であります。

か、この法案にも関係してございますけれども、電力の系統安定化対策等の利用の高度化というところに使つてございす。

○磯崎仁彦君 これらの税金につきましては、一旦一般会計の歳入の方に入つて、そこから特会の方に繰入れがされているというふうな思ひますけれども、これは全て繰入れがされているんでしょうか。

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。

今委員御指摘のとおり、この両税とも一旦一般会計に繰入れをされまして、予算編成過程でその年々に必要とされる予算額をそれぞれの勘定に繰り入れていただいているということでございます。したがつて、繰り入れていただいているという部分はその年に必ずしもすぐ必要でないというものでございす。これについては、将来エネルギーの対策をするときの財源として一般会計に留保をされまして、基本的にはその足下の一般会計の用途に活用される、ただし将来はエネルギー対策として使つと、こういう仕組みになつてございす。

○磯崎仁彦君 先ほど発議者の方からお話ありましたとおり、電力の多消費事業者の、来年度でいけば七十億円というふうな一つ見込まれるという数字でございすけれども、これが法律の修正案の中では一つ、石油石炭税ということも財源として検討の一つになつておるといふことかと思ひます。

更に言えば、今のこの法律の仕組みの中で、多消費事業者へのいわゆる減額、それについて使う可能性があるということにつきましては修正の中で述べられているわけでございすけれども、そもそもこのいわゆるサーチャージ、このサーチャージというものの一部を税金に置き換えるということが今のこの法律の中で想定がされているのかどうか、これについてはいかがでございましょうか。

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。

す。

附則の十条四項において、今御議論いただいております将来の活用、この税の活用については今後検討するというところでございますが、るる御説明がございましたように、一部事業者にサーチャージを減免とした際の負担を他の需要家の負担増にならないようにあるいはその一部を軽減すると、全部そっちに行かないようにということでその財源としてこの税の活用は考えられたと、そういう経緯でございます。

仮に、電気需要者のサーチャージの負担の一部を税によって賄うとした場合に、電力価格、電力負担といいますが、これが上昇が抑えられることによって電気の消費が一般的には増加をしてその効果が再生可能エネルギーの活用とかあるいは導入の増大に及ぶという効果は当然考えられるわけでございます。

ただし、現在、この先ほど申し上げましたエネルギー対策特別会計において再生可能エネルギーを促進するというのは入っておるわけでございませうけれども、これによって進めておりますのは技術開発でありまして、あるいは設備導入でございまして、非常に直截的に、あるいは直接的にその導入を図るものでございまして、今申し上げましたようなサーチャージの一部を代替するということとは若干趣が違ふというところは事実でございます。

それから、冒頭、三点セットのお話でございますけれども、この石油石炭税について申し上げますと、先ほど御指摘のような増税を税制に盛り込んでいただいております。その趣旨は今申し上げました本来の趣旨に使うということで御理解をいただいておりますので、委員の御指摘のように、そもそもそういう用途にこれを使っているかどうかということについては、納税者との関係では必ずしも想定はされていない。ただし、御審議の過程でこういうことについて検討せよということでございますので、今のような納税者の理解が得られるかどうか、あるいは一般会計の活用の可能

性があるかどうか、あるいはこれから特会の中でどういう事業をするべきなのかということ幅広くいろんな検討がなされると思いますので、その中でいろいろ勘案をし、また財政当局とも御相談をして検討していきたいと思っております。

○磯崎仁彦君 今の御答弁からは全く否定をされているわけではないというふうな受け取りましたけれども、それでよろしいですね。検討の余地はあるということ認識をしました。

時間の関係もございましてので最後に最後の前の質問になるかと思いますが、再生可能エネルギーの普及につきましてはこの買取制度が非常に大きな役割を果たすというふうに思っておりますけれども、幾つかの制度を並行して実施をするということも非常に有効ではないかというふうに思っております。

午前中の大臣の答弁の中で、補助金等々についてどうなのかということについては今後の検討課題というふうなお話があったかと思っておりますけれども、この補助金あるいは投資をした人に対する税制の優遇とか、こういったものについて検討の余地があるのかどうか、再度お答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(海江田万里君) 午前中の答弁でも申し上げましたけれども、私は検討の余地はあると思っております。

午前中の答弁は、事業仕分の中でこの補助金等をこちらの固定価格の方に一元化をするという流れの中でありましたから、その意味でいうとまた直ちに補助金という流れにはならないかという話であります。また新たな需要が出てまいりましたし、それから、自然エネルギーを本当に十全に機能させるためには、例えば、従来からもお話をありましたが、改めて脚光を浴びております蓄電池の問題などもありますから、やっぱりそういうものに対して、これはどういう形になるか分かりませんが、蓄電池などをそれぞれの家庭や事業所で備えるというのはこの自然エネルギーを有効活用するのに非常に大事でございますから、

そういうことに對する後押しは必要だと、そういうふうな考えております。

○磯崎仁彦君 もう時間ですのでこれで終わりますけれども、一つ最後に申し上げておきたいのが、やっぱり買取制度というのは利用者、需要家の皆様方に負担増を求めるということでございまして、やはり十分な説明を事前にする必要があるだろうというふうに思っております。

現行も、平成二十三年、今年度から太陽光発電促進付加金ということで、非常に小さい額ではありますけれども付加金が増えているという状況でございまして、恐らくなかなか皆さん存じ上げないんじゃないかなというふうに思っております。

そういった意味では、今回、買取制度を導入するに当たっては、やはり事前にきちんと説明をして周知をするということこそ是非ともお願いをしたというふうに思っております。

それとともに、やはりこのエネルギー政策というの、我が国の将来、非常に在り方を左右するという問題かと思っておりますので、エネルギー源の供給という意味で議論をするということにとどまらず、やはり省エネは最大の電源というそういう主張もありますので、是非その消費サイドの省エネあるいは節電ということもきちんと議論する中で、エネルギー政策全体の議論を深めていっていただければというふうに思っております。

○若林健太君 自由民主党の若林健太でございます。先ほどの磯崎議員の質問冒頭にもありました、また、関口本委員会の理事が本会議場での質問でもありました。三度目かと思われるかもしれませんが、再度、まずこの質問に入る前に、やっぱり大臣の考えをお聞きしたいということがあります。

それは、何といつても今回のこの固定価格買取制度というのは、我が国の再生可能エネルギー、エネルギー政策全体の中で大きくかじを切っていく意味で大きな制度の導入だと、こんな

ふうな思います。本来でしたらエネルギー基本計画、今まさにその原子力発電について当初の計画から大きく変更しなければならぬ、見直しをゼロベースでやらなきゃいけないという段階にある、この方向性がある程度示された中でしっかりと位置付けの中でスタートをするというのが本筋である、このように思いますし、また一方、地球温暖化対策という観点からすれば、先ほどもお話があったように三つの施策というのがありますので、この三つの施策の中で当制度がどのような位置付けになっていくのかと、やっぱり明確にしなす導入を図っていくことが必要だというふうに思います。

残念ながら、菅総理の政局絡みの発言によつて、あるいはこの制度の導入が急がれ過ぎていゐるんではないのかという危惧を私も持つております。もちろんこれは必要だと、必要な制度だと思っておりますけれども、そうした経過で制度導入が急がれてしまったということについて、若干残念な思いをしていゐるところであります。その点について大臣の御所見、そういう状況の中でも全体のバランスをどういうふうにかこれから導入に当たつて見ていくのかということについて、お伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(海江田万里君) 温暖化対策のこの三つの施策の中では、先ほどもお話をいたしましたけれども、私は石炭税、これは温対税の部分として、そして、いわゆる国内の排出権取引はもう少し様子を見た方がいい、こう考えております。

その意味で、この二つの税の話と買取制度の話でございまして、当初は同じスピードで進んでおりましたけれども、この税の問題は、先ほど少し法人税のお話もいたしましたが、これは従来、昨年の末考えておりましたような税制改革の方向と、今回三月十一日にあつた大震災が被災いたしました、そしてその後の復旧復興のための財源というふうな議論もございまして、私は必ずしもそれに賛成ということではありま

せんけれども、そういう議論も党内にあることは事実でございますので、そういう意味ではこの税の問題の方が少し遅れて、そして固定価格買取のこの法案がその意味ではこの三つの施策の中では一番前に出てきたと思いますが、それと同時に、これは委員も以前からも御指摘がありまして、まず基本計画があるべきじゃないですかと、その中で、何年に何%ぐらいにしようかと、そこへ向かって何年掛けて増やしていこうと、これは全く正論でございます。

ただ、この基本計画というもので、それから今お話をした三施策が、これらは地球温暖化対策という要素が強かったわけでありまして、この三月十一日以降、原子力発電所のその原子力発電の比率を低くしていこうという問題が新たに出来てまいりました。この委員会でも、三月十一日以前はその原子力発電の比率を低くしていこうなどという意見は、まあ一部の、ここにはいらつしやらないかもしれませんが、大宗はそういう意見ではなかったと思いますが、その議論が出てまいりました。

そうしますと、やはりそこで出てくる話、じゃどこに置き換えをしようかということで、もちろん足下では火力発電等もございまして、しかし、やはりある程度の期間、中長期的な考え方を考えていくと、これはやはり自然エネルギーに頼らざるを得ないと。特に安全保障、自給の問題もございまして。

そうすると、この固定価格の買取制度を導入することによって、そしてこの自然エネルギー、再生可能エネルギーを、これをとにかく最初の一歩を踏み出そうということについては大方の方々の御理解はいただけるのではないだろうか、という判断もございまして御議論に付したわけでございます。

○若林健太君 二つの視点、その中で位置付けをはつきりするべきであるということについては大臣も同じ認識をいただいていると、このように思います。

私どもも、再生可能エネルギーの重要性ということは十分承知しているつもりでもございまして、自由民主党は前回の参議院選挙でその公約に掲げていっているわけですから、その導入についていささかも異論を挟むつもりはございませんが、まあこういう事態の中で導入することになった。全体の枠組みを常に意識しながら不断の見直しが必要である、このことを、大臣と意識は一緒だと思っておりますけれども、付け加えていただきたいと思います。

さて、質問に入らせていただきたいと思います。ですが、衆議院における修正で第一条に、本法案の目的として、従来の電力の安定供給という部分と地球温暖化対策という意味合い、それに加えて我が国の国際競争力の強化、産業の振興、地域活性化ということが明記されました。特に今、中山間地なんかでは、なかなか従来の、今までの産業で飯が食えなくなってきたり、非常に地域の経済が疲弊する苦しい状況がある中で、この再生可能エネルギーというものが一つの光を与えてくれるのではないのか、小水力の問題あるいはバイオマスなどで、地域に、あるいは中山間地に光を与える可能性があるのではないかと期待をしている向きがあるんですが、この目的の中に織り込まれました。

どんなことが想定をされておられるか、想定をされていることについて伺いたいと思っております。発案者の方。

○衆議院議員(橋本 一郎君) ただいま若林委員から御指摘がございましたように、再生可能エネルギーの利用の拡大に当たりましては、地域の活性化、今、若林委員から御指摘のあったそういう事象をやはり盛り込んでいく必要があるだろうと、こういうことを私も考えてまして、今回第一条の目的規定に追加をしたわけでありまして。

今ほどございました小規模水力発電、これはいろんな地域で、例えば農業用水とかあるいは今まで利用されていない河川水、そういったものを使ったの取組ということがありますし、それはや

はり地域経済を潤すものであると、このように思っています。また、森林の近接地帯であれば、木質・木材チップあるいは木質バイオマスによる発電ということがありましようし、あるいは火山の地帯であれば地熱発電と、こういったこともいろいろ取り組んでおられますし、まだまだそういったもののこれから開発する余地があると、このように全国的に思われるわけでありまして。

そういうこともやはり地域の活性化のための大事なキーポイントになると、こういう思いで、全く同じ思いでこういったことを目的規定の中に追加をさせていただいたと、このようにお答えいたします。

○若林健太君 ありがとうございます。そういう発議者の思いを受けて、目的条項の中に、修正法案に入られました。附帯決議の中では、これら供給について促進されるよう必要な措置を講ずることということも加えられているわけでありまして、先ほど磯崎議員の質問の中で、大臣から、やはりこの買取制度が導入促進していくために様々な施策、補完する施策が必要だと、助成金も含めてですね、こういう御答弁をいただきました。

改めて、そういう意味で、この買取だけではなくて他の補完する施策について必要であるということについての確認をさせていただきたいと思っております。大臣、お願いします。

○国務大臣(海江田万里君) 今、若林委員の御質問で、まさにエネルギー問題から産業問題と申しますか、地域の経済の活性化の問題が出てきたかと思っております。

そのように、この固定価格買取制度の問題は、非常に裾野の広い、今日日本が抱えている様々な問題を解決する一つのきっかけになりますので、そうであれば、これはその支援策というのいろいろな形で支援策というものが考えられようかと思っておりますので、多方面からの支援というものを打っていきたく、そう思っております。

○若林健太君 ありがとうございます。

大きな制度を導入する中で産業政策も、という視点を是非、これは経産省に限らず幅広くこれから検討すべき課題だと、このように思います。

さて、質問を変えますが、再生可能エネルギーの全量買取制度に関するプロジェクトチームというものが経産省、役所の中にできて、二〇一〇年三月三十一日に発表された報告書によると、幾つかの前提条件を付けてこの全量買取制度についてのシミュレーションをされておられます。

今回、法案による固定価格買取制度、これは実用化されている技術を対象にしますよ、あるいは住宅については全量ではなく余剰電力にしますよ、新設のみを対象にしますよと、こういう条件であるわけですが、これに近いモデルで見ますと、制度導入後の姿として、年間の総買取価格は四千六百億、標準家庭の負担が百五十円と、こんなふうになっております。

政府の従来の御答弁でいきますと、二〇二〇年、大体四千九百億ぐらいの買取総額ですと、そして各家庭百五十円、一つ負担の目安ですと、こう答弁されて、ほぼ同じ数字、近い数字だと、こういうふうになっていますけれども、その理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君) その理解でよろしいかと思っております。

○若林健太君 このプロジェクトチームの試算によると、十年後は百五十円なんですけど、十五年後というふうになると百八十円と。これ当然、普及拡大していくと買取総額というのはだんだん増えていくわけですから、そういう形になっていくんだというふうに思います。

一方、これは今までの質疑の中で、標準家庭の買取の限度は百五十円をめぐるとしていることをずっと政府は答弁をされておりました。実は、電力多消費型産業についての優遇を入れるこの今回の修正になってから、この百五十円という目安はその後言っていないと、こういう役所からの話もありますが、現状、標準家庭の負担につ

いて、ある程度めど、従来の答弁にある百五十円というめどというのはどうなっているのか。もうそれは既に撤回してしまっているのか、あるいは今後の運用する過程の中でやはりそれをなお目安として持つておられるのか、このことについて伺いたいと思います。

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。

御指摘のとおり、従来の一般家庭の二〇二〇年段階における負担は月額で大体百五十円ぐらいということであつたことは事実でございます。

ただ、是非御理解をいただきたいんですが、いくらでも、今度の衆議院における御議論の中で幾つか修正がなされました。買取り価格を決めるに当たっては、第三者機関の意見を聴かなくちゃいけないということだけではなくて、例えばその発電に資するいろんな設備の設置の形態あるいは規模ごとに適正な利潤を乗せなくちゃいけないというように、ある種、先ほど来御議論になっております一部事業者に対する減免の範囲も、製造業については一定のメルクマールを定めていただいております。製造業以外についてはこれから定めなくちゃいけないということ、これははつきりしております。さらに、十八条によつて予算措置もあり得るということになっておりますので、それを全部足し引きしていったときにどうなるかというところは、本当に正直申し上げて、なかなかマクロ的に全体の負担額を算定し、かつ一家庭にどれぐらいになるかということは非常に難しいわけでございます。

ただ、全体の方からいいますと、百五十円と従来言つておりましたレベルとか、あるいは負担の在り方についてはいろんなケースが考えられると思いますけれども、あえて他の要件という言い方を申し上げれば少し高くなるかなという傾向かと思ひます。

○若林健太君 確かに衆議院での修正というのが加わつたわけですが、これはもちろん与野党の合

意をし、政府も一定の了解を得て修正法案として今参議院に送られてきているわけでありまして。その段階で確かに幾つかの修正はあつた、しかし、一般家庭の負担は幾らになるか、もうそれによつて分かんなくなつてつたんだと、それで本当に参議院としての審議、そのまゝいいのかと、こういう話にもなりかねないわけでありまして。

十年後、百五十円、確かに幾つかの条件の変更によつてコストアップの要因はあります。一方、技術革新によつて買取り価格は都度低減していくという、そういう見方もあつたわけでありまして、そういう意味では、その十年後の百五十円負担、それ以上なりませんとは言わないまでも上限の一つ目安として考えていると、それぐらいのこととは言ふべきじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(細野哲弘君) 重ねてお答えを申し上げます。

御指摘の趣旨、よく分かります。やつぱりこの制度、せつかくの制度でございますので、多くの方からアクセプタブルであるというふうになつていただいて御負担いただける格好にすることが重要でございます。

したがひまして、御指摘のような技術革新の問題とか、あるいは制度の設計の工夫を是非させていただきます。今申し上げましたようなラインを念頭に置き、かつこれ見直しを頻繁にやることを想定してございますので、いろんな工夫をさせていただきます。いろいろと思ひます。

○若林健太君 ありがとうございます。

今答弁の中で百五十円という数字が出てこなかつたんですが、一定のラインというのは百五十円であるということをおの方から確認をさせていただいて、御答弁ありがとうございます、確認をさせていただきます。その買取りに掛かるコストというのは、いろんな方が御指摘されておりますけれども、電力事業者から一般の事業者、サージャーされるというふうになるわけですが、今回の制度の導入

によつて発生するコストというのは、この買取りのコストよりじやなくて、系統安定化対策などで電力各社が投資をするこのコストも発生するわけでありまして。

先ほどのプロジェクトチームの報告によりまして、実は結構随分費用としては幅があるんですね。二千八百八十五億円というところから上限は一兆七千七百七十二億円というところから出ておまして、家庭の電力料に置き換えますと六十二円から五百二十円というふうな非常に幅がある報告になつてございます。

なぜこの系統安定化のコスト、投資額というのはこんな幅が出ちゃうのか、その点ちよつとお伺いできればと思ひます。

○大臣政務官(中山義浩君) 系統安定化については、例えば家庭の電力でございますから、そのときに日が陰つたり、日が出なくなつてきた、雲に隠れた、こういうようなことで不安定な要素というのには多分にあるわけでございます。また同時に余剰に供給されるということもございまして、そういうときには、火力発電であれば多少調整ができるんですが、例えば原発の場合は一定の量でいくとか、そういうところを蓄電池等で補うと同時に、ここでスマートグリッドというふうなもの、初めて出てくるわけでございます。やつぱり経済的にも非常に発展的な形でこれを解決して、うと、そういうような新しい我々のスマートグリッドを利用した社会をつくつていこうと、このように考えているわけでございます。

○若林健太君 このプロジェクトチームの報告書には実はこの幅についての解説もありまして、今政務官の御説明いただいた蓄電池についての投資、この予測が非常に幅があるから結果としてこれだけのコストに幅がありますよと、こういうお話だと思ひます。

さて、これだけ幅のあるコストというんですか、系統安定化、この投資というもののについて、やつぱり全額電力料で賄わざるを得ないのか、一般電気利用者の皆さんの負担に乘せなければなら

ないものなのか、あるいは、これについてやつぱり国家としての一定の投資を促していく、それを助成をしていくというようなことは考えられないのか、その点について教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(横谷敏秀君) 系統安定化対策につきましても御質問でありますけれども、これはそもそも電力会社が通常に行つておるものでございまして。したがつて、既存の対策をもちましてもしばらくの間は対応できるものでございまして。

例えば、先ほどの試算の中で、太陽光発電の導入量、これは現在、直近で三百六十万キロワット余りでありまして、これが全国で一千万キロワット程度までは既存の火力発電所の調整運転等で対応可能だろうというふうに見ているところでありまして。

追加コストが生じる場合につきましてでありまして、まず原因者が明確な部分は原因者に御負担をいただくということでございまして。それから、既存のほかの対策と再生可能エネルギー導入に伴うものとなかなか切り分けができない部分については、御指摘のように電力料金に反映されるということになるわけでありまして、現在の制度上、現実に電気料金の値上げ申請が行われるかどうかは、総合的な原価の動向を踏まえて電力会社が経営判断をするというものであることに加えまして、料金値上げの認可申請が出された場合でも、最大限の経営効率化努力を当然の前提としつつ、厳格に審査を行うことによりまして、必要最低限の価格となるようにすることによりまして、必要最低限のところでございまして。

○若林健太君 ありがとうございます、ちよつとよく分からなかつたんですが、(発言する者あり)済みません、糟谷さんにはそんな、あれですが、原因者が特定できるものは原因者へ、よくコストを切り分けられないものは電力料金で、これは原則ですね。

私、今伺ひたいのは、確定的なことは言えませんが、例えばスマートグリッ

ドの導入だとか系統安定化、それを推進していく、国家として大きなインフラを整備しなきゃいけないといったようなときに、例えば国が一定の責任を持ってその投資を促進するというようなことの検討というのは、今後そういう余地はないのかということをお伺いしているんですが、その点について。

○国務大臣(海江田万里君) これは政治の方が話をした方がよろうかと思いますが、既にその系統安定化、広義の系統安定化でございしますが、これは各種の技術開発、技術促進が必要でございしますから、そういうところではこれまででも各種の補助金を行ってきたところでありまして、まずこれはこれまで以上にやはり進めていく必要があらうかと思ひます。そうした技術の革新によつてこの系統安定化にどれほどやはり資するものなのかということ、そこから先が今まさに部長が答えたいような答えになるかと思ひますので、まず技術開発、スマートグリッドの話もそうでございします、そういったことを全力を挙げてやつていく、これだけはお約束できると思ひます。

○若林健太君 ありがとうございます。

今回のこの法案の修正の中で、原案では、二〇二一年三月三十一日までの間に廃止を含めた見直しを行うと、こういうふうな規定をされておりました。それが修正によつて、抜本的な見直しを行うと、非常に前向きな条文になったわけですが、これは制度の恒久化を決める、そういう意図があったのか。要するに、十年たつて、もし今ドイツがあるいはいろんな混乱が起こるかもしれない。そのときに、廃止を含めた見直しというのはもう想定をしなくなつてしまつたのか、これは修正者の意図をお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(西村康稔君) 若林委員にお答えをしたいと思います。

廃止を含めたというところは確かに削除をいたしました。抜本的な見直しという書き方に直しました。我々の考え方としては、抜本的な見直しの中には廃止というものが当然含まれるという理解

をいたしております。

ただ、廃止ということを出して、これは印象だけの問題でありますけれども、廃止をすることをあたかも前提としているような書きぶりには取らずに、ニュートラルにこの制度をどうするかということ、これは廃止も含めてであります。抜本的に見直しをしようという趣旨でこのような書き方に変えさせていただきました。

○若林健太君 ありがとうございます。

抜本的にという意味合いには廃止も含めていこうと、しかし、これは国家として再生可能エネルギー、大変エネルギー政策の柱立てにしていること、こういうことでありますから、なるべく多くの障害を乗り越えて推進すると、こういう意気込みであるということを確認をさせていただいたと思ひます。

附則十条において、政府による予算上の措置の財源として石油石炭税の収入額を充てることなどを検討すると、こういうふうに出ております。先ほど磯崎議員の質疑の中でもありましたが、さらに附帯決議の方では電源開発促進税についても検討すると、こういうふうにあるわけで、石油石炭税あるいは電源開発促進税、それらについて検討をするようにということになっていくわけですが、私は、その当初の地球温暖化三本の柱、今、結局税制改正に至りませんでしたけれども、この石油石炭税の収入額を充てる等のの中には、ある意味ではこれから導入が検討されるであろう地球温暖化対策税もその中に入れるべきではないかと、このように思ふんですが、これは今後の予測の話にはなりませんけれども、その可能性についてお考えをお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(西村康稔君) まず、修正者として、提案をした者としての考えを述べさせていただきます。

だいたいと思ひますが、まず石油石炭税を挙げたのは、御案内のとおり、エネルギー対策特別会計の中にエネルギー需給構造高度化対策というものが、勘定があつて、これは石油石炭税を充てて、まさしく風力とか太陽光とか、こうしたエネル

ギーを増やしていくと、そのための対策にこの石油石炭税を充てておりますので、そういう意味で、この勘定の中で使つていけばいいんではないかというのが基本的な考え方でありまして。

更に言えば、原発が止まつてくる中で、LNG、石油、火力にシフトしておりますので、自然増のような形でこの石油石炭税が増えていくことは考えられますので、当面ですね、その分を充てれば大きな影響を、ほかの部分に影響を与えずにできるんじゃないかというのが基本的な考え方でございます。

ただ、今の段階でこれにもう決め打ちをしてやるということではなくて、幅広く財源を検討するという視点から等々入れさせていただいて、その中には、衆議院の附帯決議に書かせていただいた電源開発促進税といったものが入ると思ひます。ただ、地球温暖化対策税、これは正直申し上げて三党の中でいろいろ考えが分かれております。私も自民党の中でも否定的な考えが強いわけでありまして、将来、いろいろ議論をした結果何か出てくればそれはそれで可能性はあるわけでありま

すけれども、現在のところ、我々立法者の意思としてはそういうものを、何か増税をして新たなものをつくるということを考えているわけではございません。

○若林健太君 分かりました。

まだ、ただ制度ができていないものを予見を持って答えることはできないと、こういうことだと思ひますが、しかし、地球温暖化政策全体、この三本の柱が整つたときには改めてこの点については検討すべきであるということは、私の意見として申し上げさせていただきますというふうに思ひます。

時間がだんだんなくなつてきたので、引き続き修正発案者にお伺いしたいと思ひますが、買取り価格について、原案では、通常要すると認められる費用、これを基礎として決定するというふうにされていましたが、衆議院において、いわゆる適正な利潤を勘案すると、こういうふうに出ており

ます。この適正な利潤と言われるものの定義、どの程度、どういうことを想定して書かれておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(橋本一朗君) この部分は、特定供給者、発電をされて電気を出力していただける方々ですけれども、その利潤をどの程度かということなんですけれども、これを余り重視し過ぎますと電気の使用者の方々の負担が増大すると。ただ一方、この利潤が低過ぎますと、再生可能エネルギーに対しての投資、そういったものが前向きでなくなつてしまふと。そのバランスを取らなければいけないと、こういう趣旨であります。

そこで、適正な利潤ということ、今申し上げたこの両者のバランスを取ることを前提にしながら、既に諸外国でもこういった固定価格買取制度等の前例があるわけでありまして、こういったものも参考にしながら、個々の特定供給者の適正な利潤というものをはじき出していかなければいけないと、このように原則的には考えているわけでありまして。これから実制度を運用しながらそこを見極めていくと、こういうことかと思ひます。

○若林健太君 何%というふうな規定をすることはできませんと、そのとおりだと思ひますし、バランスの中で見ていくべきものだと、こういうふうに思ひます。

しかし、私は、事業における利潤というものの考え方というのは、本来制度によつて担保されるというのは非常に違和感を感じておりまして、何となれば、その個々の事業者によつて、事業の規模とかあるいはその財務内容とかによつて利潤というものは考え方が変わりますし、それを制度によつて標準の事業者を設定し、適正利潤はこれですよというものが果たして本当にいいのかどうか、事業者の個々の努力によつて本来利潤というのは出るものじゃないのかなと、こんなふうに思ひます。

是非、その点、この制度導入に当たつて十分考慮をいただいて、過剰な利潤の設定とならないよ

うに是非お願い申し上げたいというふうに思いますが、時間もあれしたので質問を変えますが、今回この買取り制度の導入と同時に電気事業法の改正案というのも行われてございます。この中で、電気料金の認可制について、認可制の原則の下で、買取り制度の賦課金、今回のサーチャージなど、こういった外生的、固定的コスト増加というものは、今後、その増加による電気料金の変更は届出制と、こういうふうになります。認可制の中からはこれらの外生的、固定的コストの増加というのは届出制で比較的簡単に變更できると、こういうふうになります。

現状、想定されている賦課金以外のものにどんなものが該当すると考えておられるか、お伺いしたいと思えます。電気事業法の改正について、外生的、固定的コストの範囲について、今のサーチャージ以外にどんなものが想定されているかと。

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。今、この対象として届出にしようとするものにつきましても、その事業者のビジネスにかかわり、いわゆる自助努力にかかわらないもの、外生的に負担をしないもの、この本件にかかわりますサーチャージのほかに、いわゆる税金の負担等々が入ると思えます。

○若林健太君 そこで、今国会で成立をした原子力賠償支援機構法案、これによって各電力会社が一般負担金、これを負担していかなくやいけないということになっていくわけですが、同時に、この機構が設立する前のこの東電の賠償にかかわる部分として特別負担金を、まあこれは東電ですけれども、負担していかねばならないというふうになっています。

先ほど、大臣の答弁の中で、特別負担金についてはこれは電力料金のコストとしては見ないと、こういうお話でありましたが、そうするとここに

は入ってこないのかなと。しかし、じゃ一般負担金はどうなんだと、この中に入れられるものなのかどうか、外生的、固定的コストというふうに見られてしまうものなのかどうか。特別負担金と一般負担金それぞれについてどういう扱いになるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(海江田万里君) 先ほどの答弁で、特別負担金については、これはリストを大いにやって、あるいは資産の売却などもやっていただいて、そして費用の捻出をお願いをしますということ、これは東京電力との間で、これは何年度も途中の過程で、プロセスの中でそういうやり取りもございましたから、そういう理解になっております。

その際、一般負担金につきましても、これはやはりその意味では毎年毎年の経費をできるだけ削減をしていくと。例えば、かつては原子力の安全性のPRなどもやっていただいていたと思いますが、そういうものも今は以前と同じようなものではないわけでございますし、そういうことを始めとして、やはりそれは片一方で被害者の方々に対する賠償金の支払というものが継続しているわけでありますから、当面継続をするわけですから、やっぱり大いにそういう経費の削減をやつて、できるだけ負担は掛けないようにお願いをしますということ、これが言つてございしますから、その意味では、届出によつてそのまま乗せになるという、税金などとは若干性格の違うものでございしますから、これは切り分けをして考えるべきではないだろうかと思つております。

○若林健太君 大臣の思いよく分かりましたが、今回のこの電気事業法の改正に伴います外生的、固定的コスト、これに一般負担金が当たるのか当たらないのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(海江田万里君) ですから、今お答えをした意は、当たらないということをお伝えしたかったわけでございます。

○若林健太君 ありがとうございます。

私の質問時間ももう残り少なくなりましたが、最後に、多分経産大臣海江田大臣として御質問させていただいたのは今日最後だと、こんなふうに思ふんですね。

私、文芸春秋読みました。大臣がいかに御苦労をされておられたかと、大変感銘を受けながら読んでおりました。民主党の代表選挙、立候補されたいということでは是非また頑張つていただきたいと思ひますが、文芸春秋に書かれていたあの思い、菅総理が思い付きでどんどんこのエネルギー政策をくるくると変えていくということについてじくじたる思いを持つておられた。私は、あの脱原発という考え方は一線を画すのかどうか、そのことをお伺いしたい。

そして、私は、政治家海江田さんとして、区切りが付いたらやっぱり玄海の町長のところに行かれるべきだと、また佐賀の知事のところに行かれるべきだと。その際には、政府として混乱した責任、そして大臣を信じてはしごを外されたことについて謝罪するべきだと、このように思ひますけれども、それについて最後、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(海江田万里君) 前半の方はなかなかちよつとお答えがしづらいわけですが、後半のこと。

実は、佐賀の町長とは、あつ、玄海の町長ですね、玄海の、佐賀は県知事でございしますから。玄海の知事とは……(発言する者あり) あつ、玄海の町長、若干混乱をしておりますが。せんだつて、原子力発電所の立地の地域の自治体の首長の方々が東京にお集まりいただきましたので、そのときに少し時間をちようだいをしてあのときのおわびをしまひました。そして、責任を取るということについてもお話をしましたということ、私の思いをお伝えをいたしましたら、それはよく分かりましたと、そして、海江田がそういう意味での責任を取ると言うのなら、もう私へのそのおわびで十分だということと言つていただきましたので、本当はもう一回私の方から出向いて

いつておわびをすべきであります、時間との関係の中でそれができるかどうか。ただ、この間、本当にお目にかかつて衷心からおわびをしてきたということは事実でございしますので、そのことだけはお伝えを申し上げておきます。

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。いろいろ御指導ありがとうございます。

まず、私は、本法案の修正協議の実務者の中の一人として参加をさせていただきました。大変な中を短い期間でこれをまとめ上げた、本日お出ましくござつて居る発議者の皆様から御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

〔委員長退席、理事増子輝彦君着席〕私どもの党も、そもそも再生可能エネルギーの導入推進は大賛成であります。マニフェストにもきちんとこれが明記をされております。今これに反対な人はいない、その思いで私はこの法案を見ました。愕然といたしました。余りにも、題は同じ、中は全然違うんです。これではまさに、私は、本制度ままを導入しますと日本国民に、日本経済に多大な悪影響を与える懸念がある。本当に私はこれびつくりいたしました。

先ほど、税かサーチャージかというお話ありましたけれども、税かサーチャージじゃないんです。電気料金というのは、消費税とある意味同じなんです。うちは大変な家庭ですので電気は要りません、うちの工場は零細企業なので電気は要りません、言えないんですよ。必ず、電気は要らないというわけにいかないんですよ、みんな払わなきゃならないんですよ。ですから、私は、これも大きなポイントで、税かサーチャージかという問題ではないと。ほとんど税金みたいなものなんです。ね。本当に、今いろいろ与党の方からも、本

当にそうなんです。

ですから、大事な、私はこれ申し上げたいのは、総理がサミットで、この法案によりまして太陽光発電を一千万戸普及させる、住宅の屋根に

載つけると、こう言つたんですね。けれども、与党内で何にも議論がないままこれ発表しちゃつたわけです。じゃ、本当にこの法案で住宅用の太陽光発電一千万戸載せられるかという、実は載せられない。なぜならば、この法案とは関係ないんです。全量買取ではない、今までと同じ余剰買取のままだんです。

じゃ、それはどこに書いてあるんですかという、この本法案の中にどこにもはつきり書いていない。それでは、住宅用や事業用太陽光、太陽光以外の例えば風力発電につき、それぞれの買取価格や買取期間はどこに書いてあるのか。これも法案の中に記載はありません。本法案のまさに肝というべき重要事項を全て経済産業省が、あるいは大臣が決定できる仕組みになっている。国民にとつての予測可能性を担保する仕組みは皆無だつたわけでありまして。つまり、本法案は、民主党さんが大嫌いな官僚主義、政治主導になさるとおっしゃつたのに、まさに官僚の裁量により好きなように経済を統制して産業を支配できる仕組みであつたわけでありまして。

ですから、私は、一般の方は分らないんですよ。この買取制度という、すばらしい、まさかこんなことが裏に隠されているとは思われない、電気料金がトリプルで、後で言いますけどね、私、持ち時間が少ないからあれなんですけど、上がるわけで、広く薄く掛かつてくるわけでありまして。ですから、大変な状況の中でまさに本当に知恵を出し合いながら、どうしたら国民やあるいは経済に負担にならないように少しでもできるかということで、知恵を絞つて大変な状況であつたわけでございます。

その中で、国会報告義務などの国会関与というものについても、私どもはこれを申し上げました。やはり裁量行政にしてはいけない。ですから、大臣、海江田大臣のことをとかく申し上げているんじゃないんですよ、仕組みとして、やはりこれは農水や環境など関係大臣との協議や、あるいは国会報告の義務、これも入れる必要がある

る。それはどのような意義を持つのか、またその効果についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、これも実はめめました、同意人事であります。中立の第三者機関として調達価格等算定委員会、これは恣意的な価格の決定がされないように新設されるわけでございますけれども、この委員の任命には国会の同意人事の手続が要るわけでありまして。

んですが、認めます。しかし、今あるありましたように、過去の事例のようなこの同意人事をネクタに政局にしないというのを少なくとも修正協議に加つた民主党さん、自民党さん、そして私ども公明党、三党についてはそういうやはり配慮をしなければいけないということを最終的に八月十一日で各政調会長が、正確を期して言いますと、修正案第三十三条の同意人事については、制度がスムーズに開始できるよう、委員の人事に当たつて三党が誠意を持つて対応するという旨の同意をし、確認書を書したところでございます。この合意ののつとつて、私は、調達価格等算定委員会の委員を決めるという極めて大事なこの同意人事がスムーズに進むことを私どもは期待をしているところでございます。

今もう松委員が質問の中で述べられましたように、私もこの法案を最初見ましたときに、この再生可能エネルギーが普及するかどうかというのはもう価格の決定、ここが一つの大きなポイントになるんですね。ところが、その価格の決定を決めるときに、今の政府原案では、経済産業大臣が、経済産業省の中の本言わば審議会だと思ひますが、総合資源エネルギー調査会、この意見を聴いて決める、こういうものになつておるんです。従来型の非常に役所の都合のいい、言わばもう役所に白紙委任したようなそういう価格の設定しか想定されていなかった、そういう政府原案になつていたんですね。私どもはその決定過程の透明化を図ることが何よりも重要であると、そのように私ども、特に公明党、自民党考えまして、修正協議に臨んだわけでございます。

まあ正直言ひまして、民主党が野党のころは随分手荒なことをしていただきました。胸が痛むことであらうと思ひます。今与党になつてよくお分りだと思ひます。本日に、日銀の総裁も決まらないう、国際社会からもう日本はどうしちやつたんだ、異常じゃないかと思われるようなことをなさつちやつたわけですね。ですから、私どもが同意人事と言つたら、いや、それは困ります。まあ後藤先生も一生懸命もう頑張つて、先生は先生で大変な思ひされている。とてもいい先生でございます。先生が嫌だつて言っているわけじゃないんですよ、よく分かっています。

大事なのは、私どもは先ほども申しました、広く薄くではあるけれども、電気料金に掛かつてくる。実はこの法案は、三・一、東日本大震災前に考えられた法案なのであります。東日本大震災でどんなことが起こつていくか。皆様方も私も、度々被災地に入らせていただきました。本日に、被災地の皆様はもちろん、日本全国の皆様がいろんな意味で大変な状況になつてしまつたと。福島のある事故で、今回、救済の賠償スキームができました。これは各電力会社もまさに負担金をすると、助け合うという形になつております。ですから、今回の福島第一原発の事故によるこのスキームによつて、これがどういうふうになつていくか分からない。つまり、どこまで、原発事故が一日も早い収束、これ折つておりますけれども、どれぐらい金額が掛かるのかも分からない。ここで一つ電気料金ということが掛かつてくるということ。そして二つ目は、御存じのように、先ほどから出ております、今多くの原発が止まつた状況であります。ですから、化石燃料にシフトをして一生

この修正案においては、そういう意味から、決定過程の透明化を担保するために国会の関与を強めるといふ、そういうアプローチを採用したところでございます。具体的に今質問の中で申されましたように国会報告という規定を入れてさせていただいたところでございます。

でも、私たちはもし、変な話ですよ、これどつちが与党になつてもなかなか大変ですよ、同意人事、だ、こういう大事なことに對してはきちんとして、変なことをしませんが申し上げました。だ、これは必要ですよと申し上げました。かつての民主党さんのようなことを絶対しません。でも、それだけでは御不安だつたようで、三党の政調会長による合意書というものに至つたわけであると思ひますけれども、これについてのちよつと一連のお話ございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。短くどうぞ。

○松あきら君 ありがとうございます。やはり算定方法までしっかりと、そして透明性を持たせるといふことであると思ひます。

その国会報告も内容が大事でありまして、具体的な調達価格だけではなくて、その算定の基礎に用いた数ですね、具体的には、再生可能エネルギー電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用、また当該供給に係る再生エネルギー電気の見込み量、算定方法までも国会報告を義務付けることによつて調達価格等の決定プロセスの透明化の徹底を図つたところでございます。

○松あきら君 ありがとうございます。やはり算定方法までしっかりと、そして透明性を持たせるといふことであると思ひます。

○松あきら君 ありがとうございます。やはり算定方法までしっかりと、そして透明性を持たせるといふことであると思ひます。

懸命にやっているわけでございます。でも、この間の集中豪雨で東北では水力発電所がやられてしまった、本当にいろいろな大変な状況になっているわけでございますけれども、ここで燃料費で確実に上がると。

つまり、この再生可能エネルギー、三つで、トリプルで電気料金が上がるんですね。これをほとんどの一般の方は御存じないんですね。だから、私は、本当に一般の方にきちんとこういうことをお話ししていただきたい。再生可能エネルギー、みんな賛成ですよ。自然エネルギーになつてほしいんですよ。みんなみんな、なつてほしい。だけど、それだけじゃない、これだけのことが三つ、トリプルで重なるって電気料金が上がって、それでもいいんですねということとをきちんと私は知らせる必要があると。ですから、価格というのが本当に大事だということに思っているわけでございます。ちよつと長くなって済みません。

〔理事増子輝彦君退席、委員長着席〕

では、質問に入らせていただきます。

第三条において、再生可能エネルギーの調達価格、これきめ細やかな設定が必要、これはその要望に基づいて設置の形態及び規模ごとの価格を定めることに修正されましたけれども、その理由というのは何なのでしょうか。また、もしかしたら地域によって価格が変わるということは、これはあるのかないのかということもよろしくお願いいたします。

○衆議院議員(佐藤茂樹君) 第三条に、今、松委員がおっしゃいましたように、まずは区分ごとに決めるということが書いてございます。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等といった、そういう再生可能エネルギー源の種類によって区分を想定すると。その上で、修正として、さらに設置の形態。例えば、風力ならば陸上もあれば洋上もあります、さらに太陽光ならば屋上もあれば地上もあります。規模でいうと、例えば、分かりやすいのでいうと、陸上の太陽光発電の場合にも、一般家庭の屋根の上に設置されるものもあれば、メ

ガソーラー的に大規模に設置される、そういう発電の規模の種類によってもやっぱり違いが出てくる。具体的に違うというのは、やっぱり設置や維持管理に関するコストですね。さらには、得られる利益等に如実に反映されるものである以上、これらの違いにに応じた、私どもは、きめ細かな調達価格及び調達期間の設定が必要であると、そのように考えるんです。

というのは、もうこれは各党とも春先に経済産業省から御説明いただいたときに、政府の考えていた設定の考え方というのは非常に荒っぽい、大ざっぱなものだったんですね。それは、太陽光については住居用か住居用以外かという二種類、太陽光以外は全て一緒の価格設定を想定していますという説明を各党に持つて回りました。これは余りにも荒っぽいんです。

というのは、昨年の一月に経済産業省はヨーロッパに調査チームを出されております。再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム、欧州海外調査結果というのを昨年の一月に出しておられますけれども、そのときの参考資料でも、各欧州の先進国はもう物すごくきめ細かい価格の設定をしているという参考資料まで報告に付けておきながら、遅れて導入する日本はその欧州に学ばずに非常に荒っぽい価格の設定をしておつたと。これではやっぱり、遅れて導入する日本が一番レベルの低い、そういう価格の基準とい

いますか、設定ではどうしようもないということ、私どもは、きめ細かな調達価格及び調達期間の設定が必要であると、そういうことで修正を加えたところでございます。

もう一つ、二点目の地域によってどうするかという点については、例えば太陽光であれば、これはヨーロッパでも言われたんですが、日照時間が非常に大きなポイントになると、そういうふうな言われました。だから、例えば東北の方と沖縄なんかではもう全然違いがあると想定されているんですが、これを今現在厳密に区分するためには必要なデータを十分にやっぱり収集しなければい

けないと、そのように私ども考えておまして、本修正案では、この地域ごとに調達価格等を設定するということは今は想定しておりません。

ただ、これは、調達価格の第三条には書いていますが、毎年度、あるいは場合によっては半年ごとに調達価格等の設定の見直しもこの三条の中に規定をしております、今後のそういう各種のデータの調査等に依りて、そういう違いも今後取り入れることも必要に応じて考えられるのではないかと、そのように考えております。

○松あきら君 大事な点であると思います。まさに、欧州の調査チーム、このいろいろな資料を基にきちんと、やはり日照時間が違う、いろんなこともある、そういう中できめ細やかな設定をしたということ、今後、必要なデータが今はないけれども、そろえば、あるいは半年や一年ごとにその見直しをするということ、更にきめ細やかになるというふうに考えていいのだと思います。ありがとうございます。

それでは、その適正価格に、買取のですね、ついて、どのような算定根拠によるかは大きな問題というところであります、可能な限り客観的で精密な検討が行われることが望ましいと。ヨーロッパでは複数の民間のシンクタンク等に鑑定を依頼している、これもちよつと伺いました。そうであるということらしいわけでありました。けれども、我が国は調達価格等算定委員会、この第三者委員会、これをつくつてやるわけでございますけれども、ここで適正な鑑定が行われると考えてよいのでしょうか。

○衆議院議員(佐藤茂樹君) 今ヨーロッパのお話をされたんですが、実は、衆議院で田中けいしゅう委員長を中心に急遽調査団で行きましたときにドイツで言われたのが、ドイツの環境・自然保護・原子力安全省のリート国際協力局長からのアドバイスとして、日本が導入するのなら、その中立性を期すために、価格の設定には二、三の研究機関に鑑定書を提出させて、他国の状況や世界市場も勘案して決定していくことが重要

であると。

この方のアドバイスはそういうことだったんですが、しかし制度全体として、今回の修正協議で、今、松委員が質問の中でもいみじくも言われましたように、極めて中立的な第三者委員会、それも委員を国会の同意人事で選定した、そういうところで価格をまづたたき台をつくるという、そういうことになっていきますから、ほかのいろんな圧力で左右されることもないですし、できれば我々修正案の発議者の期待としては、その調達委員会が価格を決められるときに、今、ドイツで受けたようなアドバイスを踏まえて、複数のそういう分析機関ですね、研究所等からいろいろ具体的な根拠に基づいた数字というものを出していただいて算定していただくのがいいのではないかと、そのように私ども修正案発議者としては期待をしています。

○松あきら君 ありがとうございます。

サーチャージの問題は先ほどから何遍も出ておりますが、やはり国際競争力への影響を最小限にとどめ、産業空洞化を防ぐためには必要な配慮だと。私は、電力多消費型産業に対するサーチャージの軽減ですね、必要であるというふうに思っております。

当初、役所は線引きできないというふうにおっしゃってございましたけれども、やはり外国の例もあり、明確で具体的な形で明記することになったと。原単位の平均の八倍を超える事業者などに対し賦課金から百分の八十以上の額を減ずることといたしました、その意義と効果をよろしく願っています。

○衆議院議員(西村康稔君) お答えをさせていただきます。

これは、実務者協議の中でも松委員も強く御主張された点でありますし、今おっしゃったとおりでありまして、特に昨今の急激な円高が進む中で空洞化がまさに加速をされようとしていると。その中で、この電力多消費型と言われる産業に大きな電力料金の賦課が掛かるといふ点考えますと、

更にその空洞化を加速するのではないか、あるいは地域に立地している工場が空洞化することによって地域の雇用の維持も図れなくなるのではないかと。こうしたことを防ごうという観点からこの制度を入れさせていただいたわけでありまして、我々参考させていただいたのが視察に参りましたドイツの例でございまして、ドイツでも多消費型の産業について八〇％台から九〇％台の軽減を行っております。

そうした例を踏まえまして、私ども、同様の原単位、いわゆる売上高に占める電力の消費の多い産業について、原単位の高い事業について、その事業を行って申請をして認定を受けるという仕組みでありまして、今お話がありましたとおり、製造業でいえば平均の八倍以上の電力を使うこうした産業、製造業以外の産業にあつてはなかなかこれまたデータがないものですからこれは政令で定める値としておりますけれども、政府の方で製造業、非製造業含めてしっかりと調査をさせていただいて、具体的な制度設計をこの後更にさせていただくことになりすけれども、いずれにしても、認定を受けた事業所につきましてはサーチャージの負担額を八〇％以上軽減をするという仕組みにさせていただいたわけであります。

念のため申し上げますが、その分、ほかの人に賦課が上がつてしまつては一般の消費者の負担も上がるということでありますので、その部分を予算措置を講じまして、一般の方の電気料金へのサーチャージが上がらないようにする仕組みも講じたところでございます。

○松あきら君 ありがとうございます。

今、円高が大変な状況です。これは大企業だけではないんです。中小企業、小規模企業、本当に、零細企業と呼ばれる方々も、円高で助けてくださいということがあります。その上に電気料金が上がり、電力は安定しないと。こういうことになりますと本当に日本の経済はめためたになるということで、しっかりとこうした原単位の平均の

八倍を超える事業者などに対して賦課金百分の八十以上の額を減すること、しかも、これがそのまま国民への負担転嫁とならないようにしていただいたというところに私は大きなポイントがあるのではないかと。思うところではございまして、後で本当はこれをお聞きしようとは思つたんですけれども、この辺は非常に大事な点であるというふうに思っております。

それから、ちよつとその賦課金の特例の柔軟な運用について、こういうふうにもう方もいらつしやるんですね。この原単位の八倍を超える事業やあるいは事業所を判定する場合、本来認定対象となるところが外れる場合があるのではないかと。思うところではございまして、後で本当はこれをお聞きしようとは思つたんですけれども、この辺は非常に大事な点であるというふうに思っております。

○衆議院議員(後藤高君) 松先生にお答えをいたします。

先ほどお褒めの言葉をいただきまして、大変ありがとうございます。私なりに精いっぱい、先生の方の要望や、また現下の産業空洞化、また被災地の方々のいろいろな思いも含めて、まず三党で成案が得られて、衆議院では昨日、委員会また本会議で通過したことを心から個人的にも喜んで一人でございます。

今、先生お話をされたように、この原単位の八倍、製造業ということでいろんな意見が実務者の中にもございました。先生御案内のとおり、あえて御披露すると、五倍、六倍でもいいんではないか、いや、十倍でもいいんではないか。当然、この原単位の数字を減らすということは、たくさんの方がこのサーチャージの減免特例を受けるというところで、そうなる、そうではない今度また事業者や、先生繰り返し御主張されている家庭の部分の負担が増えてしまう、このバランスをどう取るかということが本当に大きな議論でありまして、

私自身も個人的に非常に悩んで、先生方とも御

議論をし、ある意味では最終的には政策判断というところで、まず現在の電灯業、鋳造業、ソーダ業、先ほど西村委員からもお答えをしたように、そういう重立った電力多消費産業という、取りあえず今あるデータの中で多分の三つの重立った電力多消費産業というところがまず特例におおよそ対応できるであろうという水準を、最終的に政策判断として八倍というふうにしました。

これについては、当然、先ほど海江田大臣からもお話があつたように、何か努力をしている省エネ型の営業活動をしている方が、その水準から仮に七・五になつたり七・九になつたりして外れていくということ、当然それもあると思います。ただ、一つのやはり基準をまず法定にしないと、これは多分政令に委任をしても同じような議論があるということを立てる意思として一つの基準を決めようということでは八倍にしたわけですから、これについては、先生が御懸念されるような部分は附帯決議で衆議院の段階でも付けたし、また、いざいざ見直しをする際に、今回、制度が導入される来年七月一日までの間、そして制度が実際に導入されていろいろな調査実態が明確になつて、この八という原単位の倍数がどうなるかということとは当然見直しの大きな対象になるというふうに思いますので、まず大きくこの制度をスタートをさせる、そしてこのスタートをさせる際にも再生可能エネルギーが大きく飛躍的に普及をするというところ等、先生が繰り返しおっしゃつて電力多消費産業や家計にも大きな負担がないようにといういろいろなバランスを取っていくことが必要だと思つたので、その点については是非、最終的には政策判断を今ある実態をベースにしたというところでまず御理解をいただき、いざいざの見直しの機会にはその八倍という部分も見直しの対象になるということで先生方の御賛同を得たいというふうに思つております。

○松あきら君 是非、見直しのときに省エネで努力をしているところ等にも御配慮をいただきたいというところをお願い申し上げます。

それでは、最後の質問になります。電気料金の値上りは低所得者に影響が出ることは確実で、私は特段の配慮がやはり必要ではないかというふうに思います。被災地というものもこれあります。明確な支援措置がとられるのかどうか、その被災地においてはまた導入猶予、こういう期間を設けられることができるのかということについて伺ひして、私の質問を終わりたいと思います。

○衆議院議員(佐藤茂樹君) 今二点、配慮をすべき層として、低所得者の皆さん、また今回の東日本大震災の被災地の皆さん、そのことについても修正協議の中で様々に議論をさせていただきました。

今おつしやいましたように、電気料金というのはやっぱり低所得者の方ほど非常に負担を感じる、こたえるという部分もありますので、まず第三条四項に、そもそも調達価格等を定めるに当たつては、賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならぬというものが規定されているの一点でございまして、低所得者も含め電気の利用者一般に対して過重なものとならないよう配慮が求められているということにしたところでございまして、特に低所得者に対する配慮については衆議院でも様々な議論がなされて、附帯決議の中に、低所得者やあるいは中小企業の皆さんという弱い立場の方々に対してこのサーチャージの転嫁ということに配慮しなければいけないということを入れています。

今現在、既に電気料金については生活保護の世帯の方々に対しても配慮される、そういう施策が行われておりますので、そういうものも活用して、政府の方にはそういう我々の修正案提案者の意思というものが反映した施策をしっかりとやってもらうということが大事ではないかと思つて、その上でもなおかつ、附則第十条の見直し規定の中で、実施施策の状況を見ながら、家計に与える影響を踏まえたという見直しという

こともこの修正案の中で規定をさせていただいておきますので、そういうところで低所得者の皆さんに対してはきちとした配慮を今後もやっぱりやっていく必要があると、そのように考えております。

もう一つは、東日本大震災の被災者の方々にについては、これは私も強く主張をいたしまして、既に震災により多大な経済的損失を受けているところに、それに加えて賦課金の負担がすぐに来るといふのは余りにも忍びないと、そういうことで、今この修正の提案では来年の七月からこの法律は施行されることになっておりますが、再来年の三月三十一日まで約九か月間にわたって賦課金の額をゼロ円としたところでございまして、是非御理解をいただきたいと思ひます。

○松あきら君 ありがとうございます。

○委員長(柳澤光美君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、姫井由美子君が委員を辞任され、その補欠として徳永エリ君が選任されました。

○松田公太君 みんなの党の松田公太です。

再生可能エネルギー法案に入る前に、先ほど磯崎委員とあと若林委員から質問がありました点について一つだけよつと理解ができなかつたので、この点について海江田大臣にお聞きしたいと思ひますが、原子力損害賠償支援機構法についてなんですけれども、特別負担金の部分は電気料に上乗せにならないというふうにおつしやいましたが、そこら辺をもう一度詳しく御説明いただけませんか。

○国務大臣(海江田万里君) これは、政府と東京電力の間で数次にわたりこの機構をつくるに当たつて意見交換と申しますか、私どもの方からの形の上ではお願ひになりますが、そういうものをしたところでありませう。

そして、東京電力が今回の損害賠償を行うに当たつて、二種類の負担金が出ますと。特別負担金

については、これは先ほどもお話をしましたけれども、まず資産の売却、それから徹底したリストアップをやつていただくということで、そしてこれをいわゆる電気料金の方に上乗せをしないでくださうというのを私どもの方からお願ひをしまして、それについてはそういう形で努力をしますというところでございます。

そして、一般負担金の方は、その意味ではこれは電気料金の原価とするということでございますが、その原価につきましても、それをストレートに、まさに今議論いただいておりますようなサーチャージとは違いますから、これは、まさに原価の中でありまして、これは原価についても同じくリストアップをやつていただいて、電気料金についての上乗せというものは慎重にお願ひをします、そして、そうした原価も含めた料金の、いわゆる料金値上げの申請が来れば、その折にはしっかりと精査をさせていただきますと、こういうことを確認をしたわけでございます。

○松田公太君 今のお話を伺っていますと、単に東電さんとの口約束だということなんでしょうか。何の契約も効力もない口約束の中でそのように取決め、話合いが行われたというふうに聞こえてしまふんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君) 例えば一般負担金につきましても、これは税と違うわけでありまして、税でありますれば強制力を伴うわけですが、これはまさに相互扶助の考え方から拠出をお願ひをしますというのが前提になつておりますから、それは口約束ということでは私はないと考えておりますが、ただ、税とは違いますから、その意味では何かそれを、税金の場合は納めなかつたときのペナルティーというものがもう法律で決まつておりますが、そういうものはないということでございます。

○松田公太君 特別負担金つてたしか一千億ぐらいたつたと思うんですけれども、東電さんから、年間、計上されていますのが、先ほど、資産を売却したり、そのような部分で資金を調達していく

というお話でしたが、例えば保養施設とか、そういったものを売却しても年間の一千億にも満たないんではないかなと。これが何年も続くわけですから、これが何千億、場合によっては兆単位のお金になるかもしれない。ですから、圧倒的に足りないんじゃないかなというふうに思ふんですね。ですから、その資産の売却というもののなかにはり發送電のそういうたものが含まれているのかどうか、その御見解も教えていただければと思います。

○国務大臣(海江田万里君) 發送電の分離も、これは機構法そのものの仕組みが、この機構法についても国会でしっかりと御議論をいただきまして修正もあつたところでありまして、その修正の過程でもそういう議論があつたやに承知をしておりますが、この機構法あるいはそれに関係した修正の中でも、これは将来のそうしたあらゆる可能性というものを否定するものではないという認識でございます。

○松田公太君 ありがとうございます。

それでは、再生可能エネルギーについて御質問させていただきますんですが、再生可能エネルギーは日本の復興のために必要不可欠な、私は宝の一つだと思つております。CO₂を排出しませんが、放射性物質の危険性もなく他国の資源に頼る必要もないということで、再生可能エネルギーを促進する可能性のある法案に関しましては、もちろんみんなの党としても大賛成でございます。それは、ほかのどの政党もほかの国会議員も皆さんしかりじゃないかなというふうに思ひます。

ただ、この法案が、だからこそ菅総理の退陣の条件になつてしまつて、会期末のどたばたの中で決められようとしていることが非常に私は残念であります。拙速に民主党、自民党、公明党の三党だけで話を進めるのではなくて、より日本のためになるような法律を作るために熟議が必要なんではないかなというふうに私は思つております。みんなの党では、この法律をより良いものにする

ために修正案を提出させていただきます。その立場から質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、これは修正案提出者への御質問なんですけれども、第一条の目的に追記をされておりますが、この意味についてお答えください。

○衆議院議員(橋慶一郎君) 松田委員にお答えを申し上げます。

御指摘のように、この修正案第一条につきましては、我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化ということを明記させていただいたところであります。

この趣旨でありますが一つには、今回の修正案におきまして賦課金、サーチャージに係る部分につきましても、国際競争力が低下したり、あるいは我が国における産業の空洞化や雇用の維持が困難となる事態が生じることを防止する観点から、電力多消費セクターに対する賦課金の軽減措置に関する規定を設けることにしたと。このことによりまして、我が国の国際競争力の強化や産業の振興に配慮しつつ再生可能エネルギーの利用拡大を促進することができると、まず考えるわけであります。

そしてまた、もう一点、再生可能エネルギーの利用の拡大は再生可能エネルギー関連産業の成長につながるという部分がございます。そしてまた、地域ごとに特色のある再生可能エネルギー関連産業が展開すると。これは、未利用のいろんな資源を生かして各地域で頑張っていくということによつてそれぞれの地域の活性化にもつながるものと考えております。

以上の観点から、国際競争力そしてまた我が国産業の振興、地域の活性化と、こういつたことを明記させていただいたところでございます。

○松田公太君 我が国の産業発展のためにも、その地域の活性化のためにも、また国際競争力強化のためにも必要なのは何だと思われませんか。私は、自由化だと思ふんですね、やはり。それで、発展はやはり競争によつてしかもたらされないんじゃないかなというふうに思ひます。この法案によつ

て買取り義務、これが義務化されてしまったら電気料金は当たり前ですけれども上がりますよね。それによって国民経済にとってはマイナスになって、産業はむしろ厳しい状況に置かれてしまうんじゃないかなというふうに思っています。

つまり、おっしゃるように産業発展に本当に真剣に取り組むということであれば、この第一条の目的の部分に、例えば電力自由化、そこにつながるような言葉を入れる、また放送電分離だったりとか若しくは統括原価方式、これの見直し、これをセッテで法案の中に入れるということが本来であれば考えるべきことじゃないかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。御見解をお聞かせください。

○衆議院議員(後藤斎君) 今の松田先生のお話につきましては、確かにこの目的に入れるという考え方もあるかもしれませんが、今お手元にあると思いますけれども、附則の十条の五項、見直し規定の中に、先生方、私も衆議院段階で衆議院のみんなの党の山内先生からも修正案について拝見させてもらって、いろんな意見交換をさせてもらいました。その趣旨も踏まえまして、この十条五項の中に、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気使用者の負担を軽減する観点から、電気の供給に係る体制の整備及び料金設定を含む電気事業に係る制度の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるということに基本的には先生が今お話ししたことも含めて、考え方については当然幅広い考え方がありと思っていますが、政府としてもその部分をより促進をしてほしいという思いも込めて修正をさせていただいたということでございます。

○松田公太君 私、その第十条五項を拝見させていただいているんですけども、非常に、ちよつと分かりづらい言葉、難しい言葉になっているのかなというふうに思うんですね。おっしゃるように、電気の使用者の負担を軽減する観点から、電気の供給に係る体制の整備及び料金の設定を含む電気事業に係る制度の在り方に

ついて速やかに検討を加えるというふうに書かれておりますけれども、ちよつと確認なんですけれども、ここにある電気の供給に係る体制というのは送配電網のことを指すのでしょうか。また、料金の設定を含む制度の在り方とは統括原価方式を指すのでしょうか。教えていただけないでしょうか。

○衆議院議員(後藤斎君) そこは、ある意味では、先生おっしゃるように分かりにくい部分もあるかもしれません。

ただ、あらゆる論点を排除をしないということも含めて電気事業に係る制度の在り方ということでもまとめたということで、是非御理解をいただければというふうに思います。

○松田公太君 これは海江田大臣にも質問通告させていたのですが、海江田大臣の御見解をお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(海江田万里君) 私どもは、与野党の間で協議が行われてまして、そしてそこで合意された点でありまして、今それぞれ答弁がありましたけれども、そういうものと理解して、これはあらゆる可能性を排除するものではないというふうな理解をしております。

○衆議院議員(後藤斎君) 一点、松田先生に補足をさせてもらいたいと思います。

まだお手元には行っていないと思いますが、昨日、衆議院の経済産業委員会が附帯決議を委員会として取りまとめました。全会一致であります。その十一項に、関係部分だけお読みしますと、エネルギーの安定かつ適正な供給の確保とともにという後に、負担軽減、そして送配電の分離、東西周波数の統一、総括原価方式の見直し等の措置も含め、幅広く検討を進めるということで、全会一致でこの附帯決議も確認をされているところでございます。

○松田公太君 でも、あくまで附帯決議ですよ。私どもみんなの党としては、是非修正して、そういった文面をその本文の中に入れていただきたいなというふうに思っております。是非引き続

き、前向きな修正案、私ども提出しておりますので、御検討をいただければというふうに思っています。

引き続きまして、賦課金に関する御質問に移らせていただきます。

賦課金に係る特例についてなんですけど、第十七条に電気の使用量に応じて賦課金を優遇する制度が書かれておりますが、これは私の前の質問者にもありましたが、なぜ原単位の平均の八倍以上、八〇%以上優遇という数字に行き着いたのか。これ、もう一度お聞かせいただければと思います。

○衆議院議員(後藤斎君) 先ほども松先生の御質問にお答えをしましたように、いろんな議論がありました。原単位の五倍以上の業種、事業に限るべきだという意見もありましたし、いや、六倍だ、十倍だという。

これは先ほどもお答えをしましたように、当然のことながら、この原単位の数字を少ない数字にしていくと、その特例の事業者、事業主体が当然多くなるわけでありまして、そこで特例措置にかかわる負担というものが、今十八条で税を含めたもので必要な予算を講ずるというふうなことにしております。その額も当然増えるということになります。

そういう意味で、先生ももう御案内のとおり、この再生可能エネルギーの全量買取という新たな日本での制度をまずスタートをどうするか。そして、政令に全てを委任するのではなくて、立法府の意思として政策判断としては八倍ということを決めましたけれども、この部分については、いづれの、先ほど先生お話をされた見直しの部分でもこの八倍という数字が過剰であるのか過小になるのか、今の時点で詳細な数字というものがデータがありませんので、この法案が参議院でも速やかに可決し、公布された以降、政府の方でも実態調査をきちつとすることになっていきます。

し、また来年の四月一日以降、その実態というものが具体化してくる際に、過剰なのか過小なのかということも含めて、この八倍という数字が当

然見直されるということになってくると思いますので、まずは大きな制度をスタートをするという強い意思の中で、政策判断として八倍ということに決めさせていただきます。

○松田公太君 実は私が問題だと思っていたのは、その八倍なのか七倍なのか六倍なのかというところじゃなくて、やはりこの条項そのものなんでしょうね。これがあることによって特定の企業だけをやはり優遇してしまう、そしてこれは不公平感を生み出してしまふものじゃないかなというふうに思っています。

先ほど来から申し上げていますが、本来あるべき姿というのは、やはり自由化をどんどん促して、それによって電気料金を下げていく、そうすれば大口需要家というのは直接交渉ができるわけですから、圧倒的に料金を値下げするということができるんじゃないかなと。また、購入先が増えればオプションも出てくるわけですね。そういうことが可能になるのじゃないかなというふうに思っております。

この優遇措置の恩恵を受ける会社は、今お考えなのは何社ぐらいおありだというふうに思っています。もしやいますでしょうか。

○衆議院議員(後藤斎君) 今、何社かという実態については、限られたデータの中で議論をして、諸外国の状況も含めて八倍ということで決定をさせてもらっております。先ほども御説明をさせていただいたように、いづれこの法案が成立をした以降、政府の方でも細かな実態調査をすることになっていきますので、その部分に数としては委ねたいというふうに思っております。

○松田公太君 実は、今朝の本会議で、これは海江田大臣にみんなの党の水野議員の方からお話ありましたが、是非、私も一緒に参加させて考えさせていただきたいので、データを開示していただきたいんですよね。どこの企業が幾ら電力を使っているかというのは、省エネ法でも既に開示義務があるわけですから、経産省の方では握っているんじゃないかなというふうに思っています。ですから、これ

を是非開示していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○**国務大臣(海江田万里君)** データの開示につきましては、私ども本場に原則開示できるものは開示していこうという立場でございますから、これまでもその問題がございまして、そしてデータを提供するとき、やはりこれは是非コストにかかわる部分ですから御内密にという話もございまして、そういうものを尊重していたわけですが、いずれそう遠くないときに最高裁判所も判断を下すというところでございますので、私どもは、もちろんその最高裁判所の判断が出ればそれに対してしっかりと対応するというつもりでございます。

○**松田公太君** ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきますが、本法案によるこの目標設定についてなんですけれども、これも本日の本会議の答弁で、ダムを含めて九%の再生可能エネルギー、これを二〇二〇年まで、たしか総電力需要の一三%までに上げるといってお話がありました。その詳細をひとつ教えていただきたいと。大体で結構ですけれども、風力でのどのくらいですか。それ今手元になかったら、また後日で結構ですけれども。

また、これは、菅総理がドービル・サミットに出席された際に国際公約としておっしゃった、二〇%に上げるんだと、その発言、国際公約にながっているような計画としてこれをお持ちなのかどうかというのを聞かせただけだと思います。

○**国務大臣(海江田万里君)** まさに時系列から申し上げても、菅総理のフランス国におけるサミットでの発言というものは結び付いておりません。この買取り法案の、私ども政府が出しましたこの中身について試算、一三%というお話をいたしました。これはですから今回幾つかの形で修正が加えられておりますから、じゃこの一三%が必ずそうなるのか、これが一五になるのか、あるいは一〇%、まあ一〇%ということはない

だろうかと思いますが、そうした数字というものは今こゝでは申し上げることができませんが、ただ、いずれにしても、菅総理がお話しになりましたのは、二〇二〇年代の早い時期に二〇%というお話がございましたから、こちらで、政府の当初の案でいきますと一三%ということでございますから、二〇〇〇年代の初めというものが何年なのかというところは、これはいろいろ議論もございしますが、この法律が通っただけでそれは、菅総理のお話しになった数字が達成されるということとは、なかなかこれは厳しい状況がありますから、その努力目標に向かって更なる多角的な自然エネルギーを後押しをする施策を講じなければいけないと、そう考えております。

○**松田公太君** 今、数字は今この場では教えられないということだったんですが、この法案を作るに当たって、例えば太陽光で何%にしようとか、風力で何%にしようとか、大体そういう目標というものはお作りになられているんですね。それだけちよつとお聞かせいただければと思います。

○**国務大臣(海江田万里君)** 先ほどの九%というお話も実は水力を除くと一%でございます。それから、そういう形でのこの一三%がおよそ、たしか一二・五%という数字だったと思いますが、その中で水力がどのくらい、それから自然エネルギーの中の太陽光がどのくらいと、そういうようなあらあらの数字はあろうかと思えます。

○**松田公太君** 経済産業委員会でも何回も海江田大臣とお話をさせていただく中で、私が常日ごろから言っているのは、目標数値をもうちよつと明確にさせていただきたいということだと思っておりますが、御存じかもしれませんが、ドイツではこの再生可能エネルギーを促すことによって、例えば雇用がこの六年間で十六万五千人も生まれているんですね。実は、六年前の倍になっているんです。三十七万人になっているんですね、トータルです。ですから、例えばそのような目標、こういったものを設定するというのを是非お考えいただきたいというふうに思っています。

例えばドイツのまねをして、例えば優遇措置の方は検討するけれども、せっかくいい前例があるにもかかわらず、そのような数値目標は全く自分たちの日本の法案には反映されていないということ。これはちよつと残念だということに思いますので、是非このような良いところもまねしていただければと思います。

特許の方も、実はドイツのエネルギーという会社なんです。風力発電の実数は四割の国際特許数を確保しているという話もありますので、これは数年間ででき上がったというふう聞いておりますので、是非そのような目標を設定していただければというふうに思います。

最後ですが、電力自由化についてお聞きしたいんですが、このテーマについてはやはり海江田大臣とこの委員会でも、また別の委員会でもいろんな議論をさせていただきましたが、海江田大臣は現在、民主党の代表選に立候補されておりますけれども、もし総理大臣におなりになられたら、電力の自由化についてはどのように考えていらっしゃるのか、どのように取り組んでいきたいと思っているのか、教えていただければと思います。

○**国務大臣(海江田万里君)** 民主党の代表選はまだスタートしておりませんが、二十七日ですか、大分早うございますので、まずこの法案をしっかりと議論をしていくことが大切だろうと思っております。

私が当委員会でも自由化に触れました折は、既にもう自由化も進んでいる部分もあるわけでございますから、おっしゃるのは完全自由化ということかなというふうに思ったりもいたしますが、私は、やはりこの電力の問題は、一つはやっぱり確かに価格の問題がございまして、それからもう一つは、やはり電力の質というものも考えなければいけないということ。これはやはり本場に現実の問題として、じゃ本場に半導体を作るのにはどれだけやっぱり安定した電力が必要かというように、なこともこれは考えていかなければいけないわけ

ですから、最初に結論ありきでなしに、やっぱりいろんな多角的な角度から考えていって、その上で、じゃどういふ姿を求めるのかということ、それを今懸念になって私自身も模索しておりますし、民主党も全体的な議論を大いにやって、そしてあるべき姿というものを示していくのがいいかと思っております。

○**松田公太君** そうですね。電力の自由化とともに、やはり原発、これは、当たり前ですが、今の国民の最大の関心事の一つです。ですから、代表選に出られている、名を上げられているほかの候補者と一緒に議論をこういったことについてされたことがあるのかというのが私のクエスチョンだったんですが。

また、民主党の代表を選ぶということはイコール日本の首相を決めるということですから、国民が最も今関心を持っているような政策について、本来はオープンに議論をしていただきたいなと。拙速にも代表選に入って、もうブラックボックスの中で決めてしまうということではなくて、是非そのようなオープンな議論を展開していただければというふうに思います。

是非、海江田大臣に率先して政策議論、その場をつくっていただいて、代表選に関して国民の皆さんにもうちよつと考える時間を与えていただくような状況をつくっていただければというふうに願って、ちよつと早めですが、私の質問を終わりとさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○**荒井広幸君** 荒井でございます。大変忙しいところ、お時間をいただきます。いわゆる調達価格等算定委員会、五人を、これをつくるというふうになっておりますが、専ら専門家とか識者というところでございまして、五人の中にやっぱり生活する側の専門家もいてもらわないと困るわけですね。そういう意味では、消費者の代表、こういったものを念頭に置いておられるかどうか、修正者に聞きます。

○衆議院議員(佐藤茂樹君) 今、荒井委員から御質問ございましたが、修正案では第三十三条に、委員は、電気事業、経済等に関して専門的な知識と経験を有する者のうちからという形にしておりますが、その中でも、やっぱりこれは大事な調達価格等を定める委員会ですから、当然生活者の代表というか、そういう方々の中でそれなりのやっぱり有識者という方から委員に選んでいただくことは当然あり得ると、また、我々はそういう方もやっぱり様々な角度の一つとして委員の中に入っていた方がいいんじゃないかと思ひますし、その上で、修正のポイントとして、この委員とは別に、経済産業大臣だけが決めるんじゃないやなくて、各事業に係っている、例えば環境大臣あるいは国土交通大臣、農水大臣の協議の上で、最終的に消費者担当大臣の意見も聴くという項目も入れていまして、二重三重にそういう形でやっぱり消費者という視点は重要視していかなければいけないと、そのように考えております。

○荒井広幸君 まさに生活者の目線というのは必要なんです。国会で同意人事ですし、同時に国会に報告もすることなんです。そのみそはそういうことかという、結果的に、専門的にそういうものは知らないから、根掘り葉掘りの話になることを私期待するんです。先ほど来から、三月十一日以前に出されたこれ法律なんです。ですから、まだまだ私は、この原案の後を含めて、形も中身も、場合によつては哲学まで変えるような話だったろうと思うんです。そしてまた、時間を掛けて議論すべきことだったろうと、こう思ふんです。

その意味でも、このメンバーに生活者の代表がいるということは、むしろ根掘り葉掘りの話になって、各党の先生方から出たような問題提起、電力システム全体、行政全体のことにもかかわるようなことに素朴に触れていただいて、そこがきっかけとなって大きく世の中を変えていく、そういうものになるんじゃないかということで、今の答弁、非常に重要なところだと思います。

では、まず大臣にお尋ねするんですけども、価格転嫁がされますよということ国民は分かっているものではないか。今度の制度ができて電気料金が上がりますよということはどう周知されたかと思ひますか。同時に修正者にも聞きたいと思ひます。

○国務大臣(海田万里君) 賦課金という言葉を使ったり、あるいはサーチャージという言葉を使ったりしておりますが、これはなかなか分かりづらいのではないだろうかというふうに思つております。

それから、私は、これは衆議院の委員会でも御答弁申し上げましたけれども、何かこの制度が大変国民にとって、何と申しますか、夢のような制度ではありませんと、何か甘いキャンディーのようなものでこれを一粒飲めば何か自然エネルギーの未来が開けると、そういうようなものではないかと、むしろやっぱり苦い薬でもありまふということは何度かお話をいたしました。その意味というのは、今お話を申し上げましたけれども、これはまさに料金の上に乗ってくる制度でございますので、そういう覚悟をやはり持つていただきたい、負担を伴う制度でございますよということをお話しをいたしました。こういうことを私は発信をしたつもりでございますが、こうした委員会などの場を通じて更にこれを広めていく必要があるかと思ひます。

○荒井広幸君 修正者の皆さんで、どうでしょう、広まって理解されているでしょうか。

○衆議院議員(橋本一朗君) 先ほど少しやり取りもありましたけれども、そういったことも勘案しまして、やっぱりこの負担ということも勘案して、低所得者の方々に対しては、元々原案においてもこういった負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならぬというところがされている上に、私どもの方でもこの附則第九条におきまして、東日本大震災の被災者の皆さんについては二十五年三月三十一日までには限りではありますけれども賦課金の額をゼロ円にすると、こういった形で、こういったコストと

いうことについてそれをまたいろんな方々に御負担をいただくということについて考えを及ぼしながらいろんな手だてを講じておると、こういうことでございます。

○荒井広幸君 大きく感じが拭えないんですね。結局、総理が辞めてもらう材料に言つたがために、実はもつと丁寧な各方面からの審議をし、国民のフィードバックももらうべきだったろうというふうに思つています。

もちろん、その前の準備というのは役所としてはやつておられましたけれども、いよいよという段階でこれだけ大きい修正ですよ。これ、修正者の皆さんもそうなんです。やはり十分その意味を理解していただきたいと思ひませんかという意味で、やはり私は非常に、三・一前の法律であり、修正は加えたものの状況が全く変わつてしまつた、こういったところを考えますと、私は非常に受け入れ難い法案なんです。早い、こう思つておるんです。そういう頭を私は持ちながら、大臣始め事務方の方に私の考えを含めて提案を申し上げます。

簡単に言えば、家庭は余剰電力を売るということなんです。ほかのところは全量商売用に使つていいということなんです。私は、大臣とも随分やつてまいりましたけれども、その売り買いするという関係を家庭にまで持ち込んじやいけないと思つておるんです。いわゆる利益追求ということですね。その点は、余剰電力に家庭はしたこと、これは、私は一方で評価をいたします。

今度はメガソーラーだ、あるいは電田だというようなことで、新規参入をさせるということになります。これは完全に新しい電力会社をつくるということ。いかがでしょうか。

○国務大臣(海田万里君) 特にこれはやはり地域分散型であるというふうに私は理解をしております。地域分散型の電力会社ということだろうと思つております。

○荒井広幸君 そうなると、先ほどからも出ておるように、発送分離、送電分離とか、ゼロベース

で見るということで、これは結構ですけども、様々な問題をやっぱり議論していつてこの法案を審議しなくちゃいけない。全体の中のこれ一部分なんです。そういうことが分かつてくるんですよ。

そうすると、相変わらず電力会社をつくつてそして売っていくという、これは営利の世界にしていくなわけですよ。これはもちろん目標は地球環境問題対策ということであるし、その応分の負担は皆さん電気料金で持つてくさいというのも一理はあるし、同時に原発というのがこういう状況です。それから、これに依存できなくなつていきますので切り替えていかなくちゃいけないんだ、これ一見理にかなつておるんですよ、一見。

ところが、どんなものを問題点として持つかということ、もうける人が相変わらず存在することなんです。民間の企業人も、それから下手するとお金持ちの個人も余剰電力と称して売れるんです。強い者の国家というものを危うくこれは前のめりになりそうな問題なんです。同時に、所得が低い方を含めて弱い人がどんどん置いていかれる、その可能性、格差社会を助長するものです。そのおそれがあるんですよ。そういった歯止め措置が私は非常に足りないというふうに失礼ながら思つておるわけです。

じゃ、例えばどういふ点を申し上げるかという、大臣、この間までは七万円ですよ、一キロワット当たり、家庭に対する補助金は、今、四・八万円になりましたね。そうすると、ますます補助金という意味でいつたら、お金がある人がソーラーパネルを造つて、それで回収できるということになつていくんですよ。この一つ、矛盾あります。国が手を引いていつた、ますますお金がある人がソーラーパネル、付けられる状況になつてくる。

二つ目は、補助金あるところ、どこでしょう。福島県、ソーラーパネル、太陽光あるいは再生可能エネルギーだ、そういう拠点にしよう。福島県は体力がありませんから県独自の支援はしてお

りません。ところが、体力がある県は、それと別途二万円だ三万円だつて、更に補助金、上乗せするんです。そして同時に、福島県の中でも市町村によっては補助金を出しているところがあります。出せないところがほとんどです、体力がないですから。

ということになりますと、後ほど、何遍か大臣ともこの話はやりました、数字を出して。大体百五十万ぐらいです、今四キロワットアワーで。これに対して、百万近く補助金が出る自治体に住んでいる人と、国の、四キロワットですから、四万八千円で四キロ掛けると十九万二千円ですね、八十万も差がありますよ。そうやって買取りして恩恵を受ける人、今度、逆に出てくる。矛盾というよりも格差に格差を生むんじゃないでしょうか。この点、どう考えられますか。国の補助金も減らしているし、県の補助金があるところないところ、市町村でもあるところないところある。

ところが、皆さん、さあソーラーパネルだ、世の中は、石原慎太郎さんの「太陽の季節」かどうか分かりませんが、太陽経済だとかで言っているわけですよ。どんどんどんどん、こう言っているけど、置いていかれる人いるんじゃないですか。大臣、どうお考えになりますか。

○国務大臣(海江田万里君) 本当にこの問題というのはまさに議論をしなければいけないところでありまして、私は、まず国民全体がやはりそういう自然エネルギーの方に向いていくということとは、これは恐らく多くの国民の共通の理解だろうと思うんですね。そういうときに、まずやはりそういう条件の整ったところから先に出ていく、そしてその条件の整ったところに対しては支援をするということ、これも決して悪いことではないと思います。

ただ、条件の整わない方のところにそのしわ寄せが来たのはいけませんから、特に住宅のところなどでは、これは随分議論ありましたけれども、さつきそれは荒井委員にも御理解をいただきましたけれども、やっぱりまずつくつたら自分の

ところで消費をしてください、そして余った余剰の電力の分についてはこれを買上げをしましょうという、これ従来の考え方でありまして、ここはやっぱり、随分そういうことを言わずに最初から買ってくださいという意見もありましたけれども、そこはそういうわけにはいきませんよという形で、取りあえずそういう、何と申しましようか、そういう豊かで先にどんどん行ける、そして、例えば今度は蓄電池をやつて省エネをすごくやつて電力の消費もぐつと減らすとか、そういうような人が全量買取りで、そして自分の分も余り少なくなつてというようなことがあつて、このしわ寄せを、そういうことができない人にしわ寄せをするのはいけませんという考え方がまず一点ありました、これは。

それは御理解をいただけたかと思いますが、あと問題は、やっぱりこの制度の、私は、何と申しましようか、国全体でそういう制度を進めていくことによつて、本来でしたら、今はサーチャージという形でどうしても値段が上乗せになりますけれども、これがやっぱり、二十年やつて、そして全体の自然エネルギーの価格が下がつて、そして将来的には、私は、価格が下がるといふような形で全ての方々にそのメリットというものを実感してもらいたいと、そういうところまでやつぱり考えていかなければいけないというふうに思っております。今、今時点は、できるだけそういうしわ寄せを少なくするためにどう工夫があるかということを含んで考えて、そこからスタートをしていくということでございます。

○荒井広幸君 これは、どんな生産されれば価格下がりますから、エコポイントが明らかでしたね。エコポイントが、これが私が提案したときには全く経産省も環境省も総務省も相手にされませんでしたけれども、これは五千九百億で五兆円の効果があつて、それは量産効果で更に価格が下がつて、テレビなんかが一番いい例です、そのようになつてまいりました。しかし、条件を整えているところからと大臣が

おつしやいましたけれども、その条件を整えるのが政治のまず初めの役割ではないでしょうか。そうなりますと、補助金が多く取れるところの人は持ち出し金は少なくてよくて、売つて多少のお金ももうけられる。もうけるという言葉はおかしいですが、返済に充てられる、こういう考え方もありますね。ところが、補助金が少ないところは持ち出しのお金が大変ですから、それだけの余力があるでしょうか。

そうなるまいりますと、この法律の一つの落とし穴は、なぜ賦課金が全国一律なんですか。例えばそういうところに問題点が行くんです。賦課金を一律にした理由は別なところにあります、皆さんの問題は。ですから、どこに視点を置いてこのいわゆる再生エネルギーに転換をしていくのかというそもそも論から見ていかないと、なぜ一律論になつてしまふということなんですね。こういうことを私は問題点として今日はこの段階では申し上げておきます。

結局、全員が参加するというのが必要なんじゃないでしょうか。原発に依存しないようになつていく、そして自然と共生をしていく、そして必要な電力をできるだけ自然な再生の中でみんながつくっていく。節電もするし、そして省エネもするのは当然です。そうなるまいりますと、国民参加という視点が非常に大切になつてくるんです。

そこで、これも大臣と何遍もやっている話でございますが、家庭は家庭でつくつたものを自分で消費すればいいんです。だから補助金を差上げる理由があるんじゃないですか。ところが、余つたら売るといふんだつたら、お金をもうけるために補助金出していると同じようになります。

二つ目は、全ての家は五千万軒あります。百五十万掛けると七十五兆円です。国がこれを、段階的でもいいです、自立目的国債として太陽光パネルだけの例えば目的国債で出す。一挙に付けます。

四大家族ですと大体七、八千円ですすね、月々。その七、八千円で、十年から十五年で返済していくんです。国がリース屋をやると考えればいいです。これをPPPファンドでもいいですよ。民間のお金を借りてでもいいです。国の金、目的国債、自立国債と合わせたお金で、弱い人も含め凸凹ある人たちは一番喜ぶわけですよ。そうして、一挙に付けたことによつて、電気料が払わなくなつて済む分や安くなつた分で返済していくんです、国に。

私は、そういういわゆる政治技術と言つていいんだらうと思ひますけれども、このドイツ型のフィードインタリフも、我々も、参議院も何遍も視察を皆さんと一緒にしましたよ。結局、法律変えたではありませんか、転嫁が高過ぎた。いろいろな問題点を含むんです。ですから、万能薬はありません。そうしたものを組み合わせながら、大臣も、今日の国会答弁でも、いろいろ余地を残しましたというのがあるという、そういう余地を残しましたけれども、私は何遍も、これももう三年言っているわけですから、私がいいというわけじゃないですよ、そういうやり方をすれば全員参加で、しかも、この原発というのが起きて一挙にドラスチックに変えなくちゃいけないときにちゅうちよする必要はないだらうと思うんです。そうしたら、ある方はこう言つた、今一番安いののは台湾、中国、韓国、全部それに取られてしまふ。取られるかもしれないですね。しかし、ライフサイクル考えなきゃいけないです。トータルの寿命でどつちがしつかりしているか、熱効率、発電効率としてどつちがいいか。様々なもので日本は競つていくようになります。あつという間に私、強くなると思ひますよ。

そういうことも踏まえながら、一家庭一発電所という概念を私はつくつていった方がいい。これを、改めて私の考えを申し上げたいと思つておりますが、大臣として、まあ何遍目でもありませんけれども、感想をください。

○国務大臣(海江田万里君) 自立国債による太陽

光発電所を各家庭に全て備えるという先生のお話は前にもお聞かせをいただきましたが、ただその場合、今たしか四千七百万戸ぐらいでしたかね、あれね。ただ、その中には、やはり老朽化をしておりまして、今のようなパネルを屋根の上に設置できないというのかなりございます。菅総理が一千万戸の家庭というふうなお話をしましたのも、そういう現実を踏まえての話でございますので、なかなか四千七百万戸全てにというわけには私はいかないだろうと思います。

ただ、委員おっしゃった国民運動というんですか、国民がみんながこの問題は自分たちの問題なんだと考えてもらうということは大変大事な観点でございますので、今度、ここで御議論いただいておりますこの法律が、どういう形で、本当に私たちみんなのものなんだという、負担ばかりでなしに、私たちの自分たち一人一人のものなんだというのをどういう形で考えていただけるようになるかということは、これから工夫し続けなければいけないと、こう思っております。

○荒井広幸君 民主党にみんなが求めたのは、過去の方程式ではない、過去の政治技術で問題を解決するのではなくて、新しい政治技術、新しい方程式で期待にこたえるというものだったと思うんです。是非、今度の選挙を通じてそういうものを私は見せてもらいたいし、期待したいと思えます。もちろん、私は一挙にやれという言葉の勢いは申し上げておきますけれども、そこには官僚諸兄含めた、業界を含めた、地方自治団体を含めた緻密な計算、仕組みというのは必要です。

もう一つは、国内排出量を上げるという国内排出量取引、排出権取引、国内CDMクレジットと私は呼んでいます。それからもう一つ、新しいものに替えることによって電気料金が下がる、それによってCO₂が下がる、そういう余剰のお金で先取りしておいて後で返済する。これはホームESCO、家庭版ESCO事業です。こういったものを組み合わせることがこの法律の中にも随所に必要な部分があったと、このように思

いますので、この辺は非常に残念だったところを申し上げたいと思います。原発について話を触れさせていただきたいと思

います。ラブロック博士というのがガイア論で有名でございますけれども、ラブロック博士はこういうことを言っていたかという、地球温暖化の危険よりも、危険ですね、原発の危険と、どっちを比べた場合危険か。地球温暖化の方が危険であるから、原発というのはCO₂も出さないのて造つていくべきだということで、ある意味で原発に依存するというのはこのラブロック博士の議論とい

ますか、発言力も大きかったわけですね。ところが、一瞬にしてこれがひっくり返りました。どういうことかといえば、やはり我々は自然に対して謙虚でなければならぬし、同時にこの原発もコントロールしかねた。そして、現在も有効な手だてというものは見付からないし、被災者は、政治的な初動問題もあつて、政治的な人災でも苦労しているということなんです。

こういうことを考えていきますと、一つ思い当たるのは、旧約聖書にノアの箱船というのがございました。箱船に乗つて、山の岩の上に何であるんだろと思つたら、最近の議論では、あれはイタリヤですよ、あの山はエトナ火山ですね、あれが沈んだということで、津波が起きたといううなことが原因だろうと。我々も、津波つてテレビ見たら、引き潮になつたり、ああいうふうにします。そして、どんと山の上に、学校の上に船が乗っています。あつ、これがもしかしら、伝説と言つていいのかどうか分かりませんけれども、そういうものだったと。過去にもあつたんです、やはり。そして、モーゼがエジプトに出ていくとき、道ができた。あれ、津波の引き潮だったかも知れないという話も今、ずっと話が出てくる、どういふことかと私は言え、これは梅原猛先生がおっしゃる様に文明災、こういう概念を我々は持つて、謙虚にしないといけないと思

んです。

そこで、大臣には、間もなく任期でございましょう。私は是非とも、二重ローンの問題も、衆議院であつた、やつとお経を読ませていただくようになりました。民主党の皆さんにも感謝を申し上げますが、しかしこれ、仕上がるかどうか分りません。政府案が政府案でいいなら、それで私はやつていただきたい。全野党が共闘して出したこの法案、参議院から、これが有効だという人もいます。いや、政府案の方が使い勝手がいいと言

う人、いるかもしれません。何もこれ、両立しないものじゃないんです。どうぞ、二重ローン、大変なことなんです。民主党政党の皆さんにも、そして政府も、反対答弁しているわけですから、参議院では、どうぞ、案は幾つあつてもいいんですよ。是非、二重ローン、これを議論を進めていただきたいと思いますが、政府の担当者である、じや副大臣、お願いします。

○大臣政務官(中山義浩君) 二重ローンについては、今の荒井先生のお話のとおり、少しでも早くやろうということが一番大きな目的がありまして、私も岩手県に行つてまいりました。達増知事も話をして、早くやろうということで合意をしたわけでございますが、地方にその機構をつくつて買取り制度や何かもすぐにやつていこうということで、今お話しのとおり、いろんな議論をして、もつという案があればそれは聞くべきだといふふうにも思っておりますし、取りあえず岩手県は非常に早く受け入れてくれたものですから、たまたま行つて、次の準備も今いたしております。みんなこれは、取引をこれから業者の方がやるときに、とにかく、あんなのところ、こうなつちやつたんだからもう資産も何もないんだらうと、こう言われているわけですね。早くやらなきゃいけないというところが一番の基本だったもので、ですから、まず岩手県から始めたということ、次は宮城県と、順番にどんどんやつていききたいと、このように考えております。

今言つたように、いい意見だつたらどんどん取り入れて頑張つていきたいと思ひます。○荒井広幸君 いやいや、政務官、そうじゃないんです。政府が言っているのは五百億で、既存の中小機構をつくつてやるわけです。我々の案は法律に明示するんです。特に福島県の場合は、何十年もの闘いなんです。荒井なんて誰も信用していません。失礼ですが、政府を信用している人も数少ないでしょう。法律に明示して、長い闘いに県民が勝つために支援措置を書き、予算措置を書くという、そういう担保が国の責任だと思ひます。そういうもので法案を出しておりますから、どうぞ審議を進めていただきたい。大臣、お願いしておきます。

そこで、この間の決算委員会で大臣から御答弁漏れがあつただけなかつたのでお聞きします。大熊町の私はずつとお話ししましたあのアンケート調査、こういうものを国が県全体、三十キロの外の方々と三十キロの中、もちろん飯館とか必要ですよ、二種類に分けて、やっぱり生活して今どういふことがあり、将来の夢や希望やいろいろあると思います、含めたアンケート調査というのをもうしてもいい時期じゃないかと思うんですよ。個別には聞いていますよ、仮設に行ったり、我々もみんなそうですけども。しかし、やっぱりああやって声を聞いてみると、いろいろなものがある、大臣は大変見えるものがあつたと言つておられました。

どうでしょうか、アンケート調査というものを考えてみたらどうでしょう。それを参考にして物事を進めていく、順番を決める、どうでしょう。○国務大臣(海江田万里君) あのととき荒井委員から御紹介がありまして、事前に見ておりましたから、特にやはりあのとき出ておりましたのが移住という言葉はなかなか私どもの方から申し上げにくい言葉ですので、まさにその町がやつた中にそういうものが出ていたということは一種の驚きでございましたが、国として、その意味では、国の、経産省もたくさん職員が行つておりまして、御用聞きと言つておりますが、聞いておりますが、国の立場から何か聞くことと、それから地元の人たちがその地元の人たちにぶつけられることと私は少し違うのかなと思つておるんですね、これは。ですから、地元の人たちが、そういう町などがそういうアンケート調査をやりやすくするため、の後押しというのは、これはもう私どもの方でお力添えをすることはよろしいかと思つております。

国が直接やる方がいいのか、それから今お話をしたように、そういう地元の市町村を通じて、ただそのときいろいろお手伝いは全部しなければいけませんけれども、とにかく自分の町に対して

生の声を聞かせてくださいといったときに、そこの方が私はいいのではないかと考えているのが正直なところでありました。

○荒井広幸君 残りはいしたにいたします。

○委員長(柳澤光美君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(柳澤光美君) 連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会及び環境委員会からの連合審査会開会の申入れがありました場合には、これを受諾することに御異議ございませんか。

○委員長(柳澤光美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

七月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発からの撤退に関する請願(第一六二〇号)

第一六二〇号 平成二十三年七月二十一日受理

原発からの撤退に関する請願

請願者 北海道上川郡比布町北二二線一

紹介議員 金子敏夫 外百八十八名

この請願の趣旨は、第一三六三号と同じである。

八月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業支援の拡充に関する請願(第一六三八号)(第一六三九号)

第一六三八号 平成二十三年七月二十八日受理

中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 千葉県八街市八街ヘノ二一四ノ二

紹介議員 森田 高君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一六三九号 平成二十三年七月二十八日受理

中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 横浜市鶴見区下末吉四ノ三二ノ一

紹介議員 山内 徳信君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

八月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願(第一六六一号)

第一六六一号 平成二十三年八月二日受理

国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願

請願者 群馬県高崎市島野町九八一ノ八

紹介議員 市村英明 外八十七名

この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

八月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業支援の拡充に関する請願(第一七二五号)(第一七二六号)(第一七二七号)(第一七二八号)(第一七二九号)(第一七三〇号)

一、雇用拡充と地域経済を活性化させることに関する請願(第一七五五号)

一、原発からの撤退に関する請願(第一七五六号)

一、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原発推進政策の抜本見直しと持続可能な自然エネルギーへの転換を求めることに関する請願(第一七五七号)(第一七五八号)(第一七五九号)(第一七六〇号)(第一七六一号)(第一七六二号)

第一七二五号 平成二十三年八月九日受理

中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 富山県高岡市内免二ノ七〇一 武島洋子 外三千百六十六名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一七二六号 平成二十三年八月九日受理

中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 鳥取県米子市両三柳四、二四六尾高千代美 外三千百六十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一七二七号 平成二十三年八月九日受理

中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 北海道函館市元町五ノ二〇ノ四

○三 金子泰二 外三千百六十六

名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一七二八号 平成二十三年八月九日受理

中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 沖縄県那覇市松川二ノ三ノ五ノ一
ノ五二二 西里浩子 外三千百七
十名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一七二九号 平成二十三年八月九日受理

中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 北海道室蘭市小橋内町二ノ一七ノ
五八 柳井良子 外三千百六十六
名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一七三〇号 平成二十三年八月九日受理

中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 京都市伏見区深草野手町一三ノ
八 鞍馬久士 外三千百六十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一七五五号 平成二十三年八月十日受理

雇用拡充と地域経済を活性化させることに関する
請願

請願者 京都府京田辺市松井ヶ丘三ノ八ノ
一三 宇野正人 外百九十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一〇五一号と同じである。

第一七五六号 平成二十三年八月十日受理

原発からの撤退に関する請願

請願者 横浜市港南区笹下五ノ五ノ一ノB
ノ二〇四 亀山一輝 外千三百四

十七名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一三六三号と同じである。

第一七五七号 平成二十三年八月十日受理

東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、
原発推進政策の抜本見直しと持続可能な自然エネ
ルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 京都市東山区福稲下高松町四 田
中善之助 外二千七十七名

紹介議員 井上 哲士君

東日本大震災によって東電福島第一原発で起き
た世界最悪レベル七の事故は、人々の命と暮ら
し、産業に深刻な事態をもたらしており、原発は
安全どころか、極めて危険であることが明らかに
なっている。しかも、一元的権限を持つ独立した
原子力規制機関がなく、誰がどこで事故対応の指
揮を執っているのかが見えない。近い将来発生が
予想される巨大地震（東海地震）の震源域の真上
にある中部電力・浜岡原発は運転停止となり、原発
を中心とした従来の「エネルギー基本計画」につ
いて菅首相は一旦白紙にして見直す」と表明したが、
浜岡原発も防潮堤完成後は運転再開、他の原発に
も停止要請はしないとするなど、政策を根本から
見直そうとはしていない。日本は世界でも有数の
地震国であり、どこでも大地震に見舞われる危険
がある中、全国に五四基もの原発が林立し、多く
の人々が強い不安を抱いている。原発事故を教訓
に、電力会社や産業界、政府や省庁が安全神話と
利潤優先で推進してきた原発行政を抜本的に見直
し、持続可能な自然エネルギーへと国の政策を転
換するよう求める。

ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、東電と政府は福島原発事故の収束に総力を拵
げるとともに、全ての被害者への補償・賠償を
行うこと。

二、地震・津波への対策を総点検し、安全が確認
できない原発は運転を停止すること。浜岡原発

は運転停止にとどまらず、廃炉にすること。高
速増殖炉「もんじゅ」運転やプルサーマル」計
画、六ヶ所再処理工場稼働を中止すること。国
の地震観測区域内にある原発や三〇年を超えた
老朽原発は運転を中止すること。原発の新増設
計画はやめること。

三、原子力の安全についての一元化した強い権限
を持つ原子力規制機関を確立すること。
四、二四時間型社会や大量生産・消費・廃棄の経
済システムを見直すこと。
五、国のエネルギー政策を原発推進から持続可能
な自然エネルギーへと転換し、期限を決めた原
発からの撤退プログラムを作ること。太陽光・
風力・地熱・小水力・バイオマスなどの自然エ
ネルギーを一気に普及させる仕組みを作ること。

第一七五八号 平成二十三年八月十日受理

東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、
原発推進政策の抜本見直しと持続可能な自然エネ
ルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 京都市東山区白川筋三条下ル梅宮
町四七三ノ二一 関恵美子 外二
千七十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。

第一七五九号 平成二十三年八月十日受理

東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、
原発推進政策の抜本見直しと持続可能な自然エネ
ルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 岩手県盛岡市津志田町一ノ一ノ八
五ノ六〇二 佐々木淳子 外二千
七十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。

第一七六〇号 平成二十三年八月十日受理

東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、

原発推進政策の抜本見直しと持続可能な自然エネ
ルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 山梨県甲府市伊勢四ノ三六ノ六
後藤恒子 外二千七十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。

第一七六一号 平成二十三年八月十日受理

東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、
原発推進政策の抜本見直しと持続可能な自然エネ
ルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 埼玉県川越市古市場一六六ノ五
田口信子 外二千七十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。

第一七六二号 平成二十三年八月十日受理

東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、
原発推進政策の抜本見直しと持続可能な自然エネ
ルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 神戸市長田区大塚町一ノ四ノ二
五 片嶋忠昭 外二千七十三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。

八月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、電気事業者による再生可能エネルギー電気
の調達に関する特別措置法案
一、電気事業法及びガス事業法の一部を改正す
る法律案

(小字及び一は衆議院修正)

電気事業者による再生可能エネルギー電気
の調達に関する特別措置法案
電気事業者による再生可能エネルギー電気
の調達に関する特別措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等(第三条―第七条)

第三章 電気事業者間の費用負担の調整(第八条―第十六条)

第四章 費用負担調整機関(第十七条―第二十八條)

第五章 調達価格等算定委員会(第三十一条―第三十七條)

第六章 罰則(第三十九条―第四十一条)

附則

第一条 この法律は、エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となつて

いることに鑑み、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もつて我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電気事業者」とは、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者(以下単に「一般電気事業者」という。)、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者(第五条第一項において単に「特定規模電気事業者」という。)をいう。

2 この法律において「再生可能エネルギー」とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。

3 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

4 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

一 太陽光

二 風力

三 水力

四 地熱

五 バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができ

るもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。第六条第三項及び第八項において同じ。)

六 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政

令で定めるもの

第二章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等

(調達価格及び調達期間)

第三条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第一項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分ごとに、当該再生可能エネルギー電

気のキロワット時当たりの価格(以下「調達価格」という。)及びその調達価格による調達に係る期間(以下「調達期間」という。)を定めなければならない。

ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるときは、半期ごとに、当該半期の開始前に、調達価格及び調達期間(以下「調達価格等」という。)を定めることができる。

2 調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備

備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況その他の事情を勘案して定め

るものとする。

〇、第六条第一項の認定に係る発電(同条第四項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。同条第六項において同じ。)に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者(以下「特定供給者」という。)が受けるべき適正な利

潤(この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用

をいう。)

3 調達期間は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時点までの標準的な期間を勘案して定めるものとする。

4 経済産業大臣は、調達価格及び調達期間(以下「調達価格等」という。)を定めるに当たつては、第十六条の賦課金の負担が電気の使用者に

対して過重なものとならないよう配慮しなければならない。

5 経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に

応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及

び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣(内閣府設置法

大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項

第十七号及び同条第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するもの

をいう。)の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会

6 経済産業大臣は、調達価格等を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

7 経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、当該告示に係る調達価格等並びに当該調達価格等の算定の基礎に用いた数及び算定の方法を同会に報告しなければならない。

経済産業大臣は、物価その他の経済事情に著

しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、調達価格等を改定することができる。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定による調達価格等の改定について準用する。

(特定契約の申込みに応ずる義務)

第四条 電気事業者は、第六条第一項の認定に係る発電(同条第四項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。同条第六項において同じ。)に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者(以下「特定供給者」という。)から、当該再生可能エ

ネルギー電気について特定契約(当該認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間(当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあつては、経済産業省令で

定める期間)にわたり、特定供給者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。以下同じ。)の申込みがあつたときは、その内容が当該電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるときその他の経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除き、特定契約の締結を拒んではなら

ない。

2 経済産業大臣は、電気事業者に対し、特定契約の円滑な締結のため必要があると認めるときは、その締結に関し必要な指導及び助言をすることができ

る。

3 経済産業大臣は、正当な理由がなくて特定契約の締結に応じない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、特定契約の締結に応ずべき旨の勧告をすることができ

る。

第九部 経済産業委員会会議録第十二号 平成二十三年八月二十四日【参議院】

二二二

4 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(接続の請求に応ずる義務)

第五条 電気事業者(特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。)は、前条第一項の規定により特定契約の申込みをしようとする特定供給者から、当該特定供給者が用いる認定発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物(電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。第三十〇条第二項において同じ。)とを電氣的に接続することを求められたときは、次に掲げる場合を除き、当該接続を拒んではならない。

一 当該特定供給者が当該接続に必要な費用であつて経済産業省令で定めるものを負担しないとき。

二 当該電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、経済産業省令で定める正当な理由があるとき。

2 経済産業大臣は、電気事業者に対し、前項に規定する接続が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該接続に関し必要な指導及び助言をすることができる。

3 経済産業大臣は、正当な理由がなくて第一項に規定する接続を行わない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、当該接続を行うべき旨の勧告をすることができる。

4 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等)

第六条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生可能エネルギー発電設備が経済産業省令で定める基準に適合すること。

二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

2 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該認定の申請に係る発電がバイオマスを電気に変換するものであるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。

4 第一項の認定に係る発電をし、又はしようとする者は、当該認定に係る発電の変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 第一項の認定に係る発電をし、又はしようとする者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 経済産業大臣は、第一項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

7 第二項及び第三項の規定は、第四項の認定について準用する。

8 経済産業大臣は、第一項第二号の経済産業省令(発電に利用することができるバイオマスに

係る部分に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣に協議しなければならない。

(電気事業法の特例)

第七条 特定契約に基づく一般電気事業者に対するその一般電気事業(電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業をいう。)の用に供するための再生可能エネルギー電気の供給については、同法第二十二條の規定は、適用しない。

第三章 電気事業者間の費用負担の調整(交付金の交付)

第八条 第十七条第一項に規定する費用負担調整機関(以下この章において単に「費用負担調整機関」という。)は、各電気事業者が供給する電気の量に占める特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量の割合に係る費用負担の不均衡を調整するため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者(第十四条第一項の規定による督促を受け、同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない電気事業者を除く。次条、第十条第一項及び第十六条〇において同じ。)に対して、交付金を交付する。

〇及び第十八条 〇及び第十八条の規定により政府が調べる算上の措置に係る資金(交付金の額)

2 前項の交付金(以下単に「交付金」という。)は、第十一条第一項の規定により費用負担調整機関が徴収する納付金(以下単に「納付金」という。)をもちて充てて。

第九条 前条第一項の規定により電気事業者に対して交付される交付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、特定契約ごとの第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

一 当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。)に当該特定契約に係る調達価格を乗じて得た額

二 当該電気事業者が特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

(交付金の額の決定、通知等)

第十条 費用負担調整機関は、第八条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者に対し交付すべき交付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者に交付すべき交付金の額その他必要な事項を通知しなければならない。

2 費用負担調整機関は、交付金の額を算定するため必要があるときは、電気事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

(納付金の徴収及び納付義務)

第十一条 費用負担調整機関は、第十二条に規定する業務に要する費用及び当該業務に関する事務の処理に要する費用(次条第二項において「事務費」という。)に充てるため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、納付金を徴収する。

2 電気事業者は、前項の納付金(以下単に「納付金」という。)を納付する義務を負う。

(納付金の額)

第十二条 前条第一項の規定により電気事業者から徴収する納付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量をいう。次項及び第十六条第二項において同じ。)に当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての電気事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における事務費の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての電気事業者が供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気のキロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての電気事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 電気事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、○納付金の額及び○納付金単価を算定するための資料として、特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量○その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、納付金単価を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(納付金の額の決定、通知等)

第十三条 費用負担調整機関は、第十一条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者が納付すべき納付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者が納付すべき納付金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 第十条第二項の規定は、納付金について準用する。

(納付金の納付の督促等)

第十四条 費用負担調整機関は、前条第一項の規定による通知を受けた電気事業者がその納付期限までに納付金を納付しないときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 費用負担調整機関は、前項の規定により督促

したときは、その督促に係る納付金の額に納付期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

3 費用負担調整機関は、第一項の規定による督促を受けた電気事業者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、直ちに、その旨を経済産業大臣に通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、当該電気事業者の氏名又は名称及び当該電気事業者が第一項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付していない旨を公表しなければならない。

(帳簿)

第十五条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約ごとの調達した再生可能エネルギー電気の量、供給した電気の量その他の経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

第十六条 電気事業者は、納付金に充てるため、当該電気事業者から電気の供給を受ける電気の使用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

2 前項の規定により電気の使用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

(賦課金に係る特別)

第十七条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、当該年度の電気の使用に係る原単位(売上高千円当たりの電気の使用量(キロワット時)を表した量)をい、電気事業者から供給を受けた電気の使用量に限る。以下この条及び第四十条第一項において同じ。以下この条において同じ。が、当該事業が製造業に属するものである場合にあつては製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業を行う者からの、当該事業が製造業以外

の業種に属するものである場合にあつては製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の政令で定める倍率を超える事業を行う者からの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が政令で定める量を超える事業所について、前条の賦課金の負担が当該事業者の事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要がある事業所として認定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の申請者が第五項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者である場合には、経済産業大臣は、前項の認定をしてはならない。

3 前条第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による認定に係る年度において、同条第一項の規定により第一項の規定による認定を受けた事業所に係る支払を請求することができる賦課金の額は、同条第二項の規定により算定された額から、当該事業の電気の使用に係る原単位に準じて、当該額に百分の八十を下らない政令で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業所に係る事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名、当該事業者の名称及び住所所在地、当該認定に係る事業の電気の使用に係る原単位の算定の基礎となる当該事業に係る電気の使用量、当該事業所の年間の当該事業に係る電気の使用量その他経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、公表するものとする。

5 経済産業大臣は、偽りその他の不正の手段により第一項の規定による認定を受けた者があるときは、その認定を取り消さなければならない。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による認定を受けた者が同項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(予算上の措置)

第十八条 政府は、第八条第一項の規定により費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てるため、必要な予算上の措置を講ずるものとする。

第四章 費用負担調整機関

(費用負担調整機関の指定等)

第十七条 経済産業大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次に規定する業務(以下「調整業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、費用負担調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

一 調整業務を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 役員又は職員の構成が、調整業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 調整業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて調整業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第二十七条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

五 役員のうち次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2 調整機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 電気事業者から納付金を徴収し、その管理を行うこと。

二 電気事業者に対し交付金を交付すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

4 調整機関は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(調整業務規程)

第十八条 調整機関は、調整業務の開始前に、その実施方法その他の経済産業省令で定める事項について調整業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務の休廃止)

第二十一条 調整機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、調整業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(納付金の運用)

第二十三条 調整機関は、次の方法によるほか、納付金を運用してはならない。

- 一 国債その他の経済産業大臣の指定する有価証券の保有
- 二 銀行その他の経済産業大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

第三 電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした調整業務規程が調整業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その調整業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第十九条 調整機関は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、調整業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 調整機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 調整機関は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、調整業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(区分経理)

第二十条 調整機関は、調整業務以外の業務を行つてゐる場合には、当該業務に係る経理と調整業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第二十六条 経済産業大臣は、この法律を施行す

るために必要の限度において、調整機関に対し、調整業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十七条 経済産業大臣は、調整機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第十七条第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

- 一 調整業務を適正かつ確実に実施することができなかつたと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反したとき、又は第十八条第一項の認可を受けた同項に規定する調整業務規程によらないで調整業務を行つたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、電気事業者が当該指定を取り消された法人に納付した納付金がお存するときは、当該指定を取り消された法人は、経済産業大臣が第十七条第一項の規定により新たに指定する調整機関に当該納付金を速やかに引き渡さなければならない。

(情報の提供等)

第二十八条 経済産業大臣は、調整機関に対し、調整業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第五章 調達価格等算定委員会
(設置及び所掌事務)
第二十九条 資源エネルギー庁に、調達価格等算定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この法律によりその権限に属せられた事項を処理する。

第三十二条 委員会は、委員五人をもって組織する。

(委員)

第三十三条 委員は、電気事業、経済等に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、経済産業大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、経済産業大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、経済産業大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 委員は、再任されることができない。

7 経済産業大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

8 経済産業大臣は、委員が自身の故障のため職務の執行ができなかつたと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに不適当な非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

9 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第三十四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第三十五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合における第一項の規定の適用については、前条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

5 委員会の会議は、公開する。ただし、委員会は、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

5 政府は、エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保し、及び再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担を軽減する観点から、電気の供給に係る体制の整備及び料金の設定を含む電気事業に係る制度の在り方について速やかに対策を講ずる。

え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の廃止)

第七^{十一}条 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)は、廃止する。

(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の廃止に伴う経過措置)

第八^{十一}条 前条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(以下「旧特別措置法」という。)第四条から第八条まで、第九条第四項及び第五項並びに第十条から第十二条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第四^{十一}条第一項中「新エネルギー等電気の基準利用量」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法」という。)附則第七^{十一}条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号。以下「旧特別措置法」という。)

第九^{十一}条第一項の規定により認定を受けた新エネルギー等電気を交換する設備(以下「新エネルギー等認定設備」という。)を用いて得られる新エネルギー等電気の経過措置利用量」と、「新エネルギー等電気利用目標及び新エネルギー等発電設備の導入に伴い必要となる電圧の調整のための発電設備の普及」とあるのは「旧特別措置法第四^{十一}条第一項の規定により全ての電気事業者が再生可能エネルギー電気特別措置法の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの一年間(施行日の属する月が一月から三月までである場合には、施行日の属する年の前々年の四月一日からその属する年の前年の三月三十一

日まで(の一年間)において利用をすべきものとして経済産業大臣に届け出た新エネルギー等電気の基準利用量の合計量及び新エネルギー等認定設備の廃止」と、同条第二^{十二}項中「四月一日から」とあるのは「四月一日から翌年の」と、「開始した日から」とあるのは「開始した日から翌年の」と、旧特別措置法第五^{十一}条から第八^{十一}条までの規定中「基準利用量」とあるのは「経過措置利用量」と、旧特別措置法第九^{十一}条第四^{十一}項中「第一^{十一}項」とあるのは「旧特別措置法第九^{十一}条第一^{十一}項」と、同条第五^{十一}項中「前各項」とあるのは「前項」と、「第一^{十一}項」とあるのは「旧特別措置法第九^{十一}条第一^{十一}項」と、旧特別措置法第十一^{十一}条並びに第十二^{十一}条第一^{十一}項及び第二^{十二}項中「第九^{十一}条第一^{十一}項」とあるのは「旧特別措置法第九^{十一}条第一^{十一}項」とする。

第九^{十一}条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四^{十一}条 特別職の職員に関する法律の(一部改正) 第二百五十二^{十一}号の二の一部を次のように改正する。

第一^{十一}条第六十五^{十一}号の次に次の一^{十一}号を加える。
六十五^{十一}の二 調達価格等算定委員会委員 (経済産業省設置法の一部改正)

第十^{十一}条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九^{十一}号)の一部を次のように改正する。

日次中、第十九^{十一}条を「第十九^{十一}条の二」に改める。
第十八^{十一}条に次の一^{十一}項を加える。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で資源エネルギー庁に置かれるものは、調達価格等算定委員会とする。

第十九^{十一}条第一^{十一}項第四^{十一}項中「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二^{十一}号)」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)」に改める。

(調達価格等算定委員会)
第十九^{十一}条の二 調達価格等算定委員会については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(政令への委任)

第十一^{十一}条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二^{十二}条第一^{十二}項第十四^{十二}号中「特定規模電気事業」を「特定電気事業又は特定規模電気事業」に改め、「場所」の下に「特定規模電気事業を営む他の者から受電した場合にあつては」を、「供給地点」の下に「同条第三^{十三}項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの」を加える。

第八^{十三}条第一^{十三}項に次のただし書を加える。

ただし、特定電気事業者がその供給地点について経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

第八^{十三}条第三^{十三}項中「第一^{十三}項」の下に「及び第三^{十三}項」を加え、同項を同条第七^{十三}項とし、同条第二^{十二}項の次に次の四^{十三}項を加える。

3 特定電気事業者は、第一^{十三}項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした特定電気事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更

をしてはならない。

5 経済産業大臣は、第三^{十三}項の規定による届出の内容が、第五^{十三}条各号(第五^{十三}号を除く。次項において同じ。)のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

6 経済産業大臣は、第三^{十三}項の規定による届出の内容が、第五^{十三}条各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした特定電気事業者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

第十六^{十三}条第一^{十三}項中「同条第三^{十三}項」を「同条第七^{十三}項」に改め、同条第四^{十三}項中「前三^{十三}項」を「前各項」に改め、同項を同条第五^{十三}項とし、同条第三^{十三}項を同条第四^{十三}項とし、同条第二^{十二}項中「行なつて」を「行つて」に改め、同項を同条第三^{十三}項とし、同条第一^{十三}項の次に次の一^{十三}項を加える。

2 経済産業大臣は、第八^{十三}条第三^{十三}項の規定による届出供給地点を増加することとなるものに限る。をした特定電気事業者が同条第七^{十三}項において準用する第七^{十三}条第一^{十三}項の規定により指定した期間内にその増加する供給地点において事業を開始しないときは、その供給地点を減少することができる。

第十八^{十三}条第七^{十三}項中「受けた供給地点」の下に「(同条第三^{十三}項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)」を加える。

第十九^{十三}条第三^{十三}項中「第一^{十三}項」を「同項の」に改め、「次項」の下に「又は第七^{十三}項」を加え、同条中第八^{十三}項を第十三^{十三}項とし、第七^{十三}項を第十二^{十三}項とし、第六^{十三}項を第十一^{十三}項とし、第五^{十三}項の次に次の五^{十三}項を加える。

6 一般電気事業者は、第一^{十三}項後段の規定にかかわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(一般電気事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。)として経済産業省

令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた供給約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができ。

7 一般電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 前項の規定による届出に係る供給約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

9 経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

10 経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

第二十条中「同条第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「第十九条第七項」を「第十九条第十二項」に改める。

第二十一条第一項中「同条第四項」の下に「又は第七項」を加え、「第十九条第七項」を「第十九条第十二項」に改める。

第二十二條第一項中「卸供給事業者」の下に「(以下この条において「一般電気事業者等」という。)」を加え、同項第一号中「限る」の下に「。以下この条において「特定入札」というを、供給条件」の下に「(第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第八項及び第九項において同じ。)」を加え、同条第七項中「第一項第一号の場合には、その」を「特定入札に応じて落札した供給条件により」に、「一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者を」「一般電気事業者等」に改め、同条に次の五項を加える。

8 特定入札に応じて落札した供給条件により卸供給を行う一般電気事業者等は、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(卸供給を行うに当たり当該費用を削減することが著しく困難な場合に限る。))として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、その供給条件を変更することができる。

9 特定入札に応じて落札した供給条件により卸供給を行う一般電気事業者等は、前項の規定により供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の供給条件を経済産業大臣に届け出なければならない。

10 前項の規定による届出に係る供給条件は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

11 経済産業大臣は、第九項の規定による届出に係る供給条件が第十九条第九項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

12 経済産業大臣は、第九項の規定による届出に係る供給条件が第十九条第九項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

第二十三條第一項中「同条第四項」の下に「又は第七項」を加える。

第二十四條の六第一項第一号中「次号においてを」以下に改める。

第九十四條第二号中「電気事業者を」「電気供給事業者」に改め、同条第三号中「電気事業者を」「電気供給事業者」に改め、「処理」の下に「及び紛争の解決」を加える。

第九十九條第一項中「第十六条第三項」を「第十六条第二項若しくは第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第一百八十八條第一号中「第九条第五項」を「第八條第六項、第九条第五項」に、「若しくは第八項」を「第十項若しくは第十三項」に改め、「第二十二條第四項」の下に「若しくは第十二項」を加える。

第二百二十條第一号中「第八条第三項」を「第八条第七項」に改める。

(ガス事業法の一部改正)
第二条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十七條第三項中「第一項」を「同項」に改め、「次項」の下に「又は第七項」を加え、同条中第八項を第十三項とし、第七項を第十二項とし、第六項を第十一項とし、第五項の次に次の五項を加える。

6 一般ガス事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(一般ガス事業を行うに当たり当該費用を削減することが著しく困難な場合に限る。))として経済産業省令で定めるところには、同項の認可を受けた供給約款で設定したガスの料金その他の供給条件を変更することができる。

7 一般ガス事業者は、前項の規定によりガスの料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

産業大臣に届け出なければならない。

8 前項の規定による届出に係る供給約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

9 経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が次の各号に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般ガス事業者及びガスの利用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

10 経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、一般ガス事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

第十八條第一項中「同条第四項」の下に「又は第七項」を加える。

第十九條中「同条第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「第十七條第七項」を「第十七條第十二項」に改める。

第二十条中「同条第四項」の下に「又は第七項」を加え、「第十七條第七項」を「第十七條第十二項」に改める。

第三十七條の六の二中「第十七條第四項」の下に「又は第七項」を加え、「第十七條第七項」を「第十七條第十二項」に改める。

第五十七條第一号中「若しくは第八項」を「第十項若しくは第十三項」に改める。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(変更の許可の申請に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧電気事業法」という。)第八条第一項の規定によりされた変更の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていらないものは、当該変更が第一条の規定による改正後の電気事業法(以下「新電気事業法」という。)第八条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更によりされた場合以外の場合には同項の規定によりされた許可の申請とみなし、当該変更が同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更によりされた場合には施行日に同条第三項の規定によりされた変更の届出とみなす。

(送配電等業務支援機関の指定に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第九十三条第一項の指定を受けている者は、施行日に新電気事業法第九十三条第一項の指定を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(電源開発促進税法の一部改正)

第六条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第六項」を「第十一項」に改める。

平成二十三年九月五日印刷

平成二十三年九月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D